

第4章 特別売買麦等の買入れ・販売

I 食糧用特別売買麦等（食糧法第43条）

第1 売買対象麦等

- 1 農産局長は、需給見通しの範囲内で、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦で対応できないものについて、食糧法第43条に基づき、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みのあった食糧用輸入麦等について見積合せを行い、食糧用輸入麦等を買入れ、買受業者に売り渡す（以下本章のIにおいて「特別売買契約」という。）。
- 2 農産局長は、第5の4の(1)各号に定める要件を満たしていることを確認したものを買い入れる。
- 3 輸入区分は、以下のとおりとする。
 - (1) 輸入区分Ⅰ（麦の本船輸入（船舶にばら積みして輸入する方式。以下同じ。）とする。）
 - (2) 輸入区分Ⅱ（麦のコンテナ輸入（国際海上コンテナに詰めて輸入する方式。以下同じ。）とする。）
 - (3) 輸入区分Ⅲ（麦の本船輸入又はコンテナ輸入並びに食糧法施行令第12条に基づく麦加工品及び調製品（以下「麦加工品・調製品」という。）のコンテナ輸入とする。）
- 4 各輸入区分の売買対象となる麦等の種類（食糧小麦、食糧大麦（はだか麦を含む。）、ビール大麦又は麦加工品・調製品の別をいう。以下同じ。）、産地及び麦にあつては銘柄、麦加工品・調製品にあつては品名は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約書」（以下本章のIにおいて「特別売買契約書」という。）にそれぞれ規定する。

第2 売買数量の決定

1 希望数量申請書の提出

- (1) 農産局長は、政府から食糧用特別売買麦等（特別売買契約に基づき買入れ、売り渡す食糧用の麦及び麦加工品・調製品をいう。）を買受ける者（以下本章のIにおいて「買受資格者」という。）から、食糧用特別売買麦等の見積合せを実施する月の前月に、食糧用特別売買麦等の契約希望数量（以下「希望数量」という。）を「食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書（輸入区分〇）」（様式4-I-1。以下本章のIにおいて「申請書」という。）により提出させる。

なお、輸入区分Ⅲにおいて、以下の銘柄に関する申請書は、提出を省略できるものとする。省略が可能な銘柄は以下のとおり。アメリカ産（ダーク）・ノーザン・スプリング、

アメリカ産ノーザン・スプリング、アメリカ産ハート・レッド・ウインター（セミハート）、アメリカ産ウエスタン・ホワイト、カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング（1CW）、オーストラリア産スタンダード・ホワイト

- (2) 農産局長は、(1)の申請書に加え、麦加工品・調製品の買受けを希望する買受資格者から、税関から交付された又は送達された申込みを予定している現品に係る関税分類及び原産地に関する事前教示回答書（以下「事前教示回答書」という。）の写しを提出させる。

なお、原則として、事前教示回答書に記載されている有効期限が当該見積合せにおける現品の引渡期限以上のものに限る。

様式4-I-1（その1、その2）

【食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書（輸入区分〇）】

2 契約予定数量の決定

農産局長は、輸入区分ごとに、以下のとおり契約予定数量を決定する。

- (1) 輸入区分Ⅰ及び輸入区分Ⅱは、需給見通し、実需者からのヒアリング結果及び買受資格者から提出された希望数量等を踏まえ、契約予定数量を決定する。
- (2) 輸入区分Ⅲは、需給見通し、買受資格者から提出された希望数量等を踏まえ、次に掲げるものの範囲内で見積合せごとに契約予定数量を決定する。
 - ① 別途定める年間契約予定数量(左記に基づく特別売買契約を「通常分」という。)
 - ② 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日EU経済連携協定」という。)、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「日英経済連携協定」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(以下「経済連携協定」と総称する。)に基づく麦等の関税割当ての数量(左記に基づく特別売買契約を「経済連携協定分」という。)

第3 売買契約の締結方法

1 契約相手方の決定(食糧法第43条)

農産局長は、食糧用輸入麦等の特別売買契約を締結する場合は、食糧法第43条に規定する特別な売買方式により売買契約の相手方を決定する。

2 見積合せに参加する者の要件及び基準

(1) 輸入方式ごとの輸入資格の要件

特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格

(以下本章のⅠにおいて「特別売買契約に係る輸入資格」という。)の要件は、次のとおりとする。

ア 本船輸入

本船輸入を目的として参加する者に必要な資格の要件は、第1章第4の2の要件並びに同7の(1)、(3)、(4)及び(5)の要件とする。

イ コンテナ輸入

コンテナ輸入を目的として参加する者に必要な資格の要件は、麦又は麦加工品・調製品別に、次に掲げる要件並びに第1章第4の7の(3)、(4)及び(5)の要件とする。

(7) 麦の輸入

- a 麦の輸出入を業務とすること。
- b 基準日の前日以前の直近3か年平均で年間20トン以上の麦の輸出入の実績を有すること。
- c 日本において設立された法人であり、自己資本が1億円以上であるか又は金融機関から同額以上の融資が得られること。
- d 麦の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等に1名以上配し、当該業務に従事させていること。
- e 申請者(役員等を含む。)が輸出入関係諸法令又は麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

f 予決令第 70 条各号のいずれか及び予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

g 輸出入関係諸法令、麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から米麦等の輸入に係る資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から 2 年を経過していること。

(イ) 麦加工品・調製品の輸入

(ア)の規定を準用するものとし、a,b 及び d の文中の「麦」とあるのは「麦又は麦加工品・調製品」と読み替えるものとする。

(2) 買受資格者の要件

買受資格者の要件は、麦又は麦加工品・調製品の別に、次に掲げる要件とする。

ア 麦の買受け

第 3 章の I 第 2 の 1 の要件とする。

イ 麦加工品・調製品の買受け

アに規定する要件又は次に掲げる要件を満たした者とする。

(ア) 審査申込日の当年度又は前年度における申請者の麦加工品・調製品の取扱数量の合計が 20 トン以上であること(当年度の場合は、予定数量を含む。)

(イ) 日本において設立された法人であり、自己資本が 300 万円以上であること。

(ウ) 第 3 章の I 第 2 の 1 の(2)及び(3)の要件を満たしていること。

3 資格申請手続(細則第 52 条及び第 53 条)

(1) 輸入資格

ア 定期審査

農産局長は、毎年度、特別売買契約に係る輸入資格の審査(定期審査)を輸入方式別、麦又は麦加工品・調製品別に行うものとする。

イ 申請時期

資格審査の申請は、前年度の 1 月 22 日から 1 月末日まで、貿易業務課で受け付ける。

ウ 申請方法

農産局長は、申請者から輸入方式ごとに、「輸入米麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書」(様式 4-I-2(その 1~5))及び次に掲げる添付書類を提出させる。

(ア) 本船輸入

第 1 章第 4 の 3 の(3)に定める添付書類のうちアからオまで及びキ並びに「名称等の公表に関する同意書」(様式 4-I-2(その 6))

(イ) コンテナ輸入

a 営業経歴書

b 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

c 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)

d 納税証明書

様式 4-I-2

(その 1~5)

【輸入米麦等の特別
売買契約に係る輸入
資格審査申請書】

様式 4-I-2

(その 6)

【名称等の公表に関
する同意書】

e 自己資本が2の(1)のイの(ア)の c に定める基準を満たさない者にあつては、当該基準と同額以上の融資が得られることを証明する金融機関の融資証明書

f 名称等の公表に関する同意書(様式 4- I -2(その6))

g その他審査に必要と認める書類

エ 定期審査の公示の時期

農産局長は、毎年度、2の(1)の資格要件及び資格審査の申請時期、申請方法等について、特別の事情がある場合を除き、当該年度の資格審査の受付開始1か月前までに公示する。

オ 定期審査の公示

農産局長は、エの公示を農林水産省ホームページに掲載する。また、地方農政局長等に指示し、地方農政局等において掲示させる。

カ 随時審査

農産局長は、アの定期審査のほか、申請があつたときは、随時、特別売買契約に申し込む者の審査を行う。この場合の手続はウの規定に準じる。

(2) 麦の買受資格

ア 定期審査

農産局長は、麦の買受資格の定期審査を3年に1度行う。

イ 申請時期

資格審査の申請の時期については、公示をした日から農産局長が別に定める期間とし、貿易業務課で受け付ける。

ウ 申請方法

農産局長は、申請者から「食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書(麦用)」(様式 4- I -18(その1))及び次に掲げる書類を提出させる。

(ア) 需要者の場合

a 工場等設備状況報告書(様式 4- I -18(その2))

b 営業経歴書(現在使われている事業の全てが記載されているもの)

c 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

d 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)

e 納税証明書

f 誓約書(様式 4- I -18(その3))

g 名称等の公表に関する同意書(様式 4- I -18(その4))

h その他審査に必要と認められた書類

(イ) 団体の場合

a 団体の定款

b 団体の事業計画書

c 団体の共同購入に参加する構成員の名簿(以下「共同購入者名簿」という。)

d 団体及び共同購入者(共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。)ごとの工場等設備状況報告書(様式 4- I -18(その2))

様式4- I -18

(その1)

【食糧用特別売買
麦等買受資格審査
申請書(麦用)】

様式4- I -18

(その2)

【工場等設備状況
報告書】

様式4- I -18

(その3)

【誓約書】

様式4- I -18

(その4)

【名称等の公表に
関する同意書】

- e 団体及び共同購入者ごとの営業経歴書(現在行われている事業の全てが記載されているもの)
- f 団体及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- g 団体の財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- h 団体の納税証明書
- i 団体及び共同購入者ごとの誓約書(様式 4- I -18(その3))
- j 団体及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書(様式 4- I -18(その4))
- k その他審査に必要と認められた書類エ 現地確認

農産局長は、資格申請を受け付けるときは、必要に応じて、当該需要者等が買受目的に合った設備を有しているか現地確認を行う。

なお、当該需要者等が団体の場合は、必要に応じて、その構成員(買受資格者として承認されているものを除く。)の設備を確認する。

オ 定期審査の公示

農産局長は、定期審査の公示を農林水産省ホームページに掲載するとともに、地方農政局長等に掲示するよう指示する。

カ 随時審査

農産局長は、アの定期審査のほか、資格の申請があった際に、随時、審査を行う。この場合の手続は、ウ及びエの規定に準じる。

(3) 麦加工品・調製品の買受資格

ア 定期審査

農産局長は、麦加工品・調製品の買受資格の定期審査を3年に1度行う。

イ 申請時期

資格審査の申請の時期については、公示をした日から農産局長が別に定める期間とし、貿易業務課で受け付ける。

ウ 申請方法

農産局長は、申請者から「食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書(麦加工品・調製品用)」(様式 4- I -18(その5))及び次に掲げる書類を提出させる。

(ア) 法人の場合

- a 麦加工品・調製品の取扱数量確認書(様式 4- I -18(その5))
- b 営業経歴書
- c 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- d 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- e 納税証明書
- f 誓約書(様式 4- I -18(その6))
- g 名称等の公表に関する同意書(様式 4- I -18(その7))
- h その他審査に必要と認められた書類

様式4- I -18

(その5)

【食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書(麦加工品・調製品用)】

様式4- I -18

(その6)

【誓約書】

様式4- I -18

(その7)

【名称等の公表に関する同意書】

(イ) 組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された協同組合又は協同組合連合会をいう。以下同じ。)の場合

a 組合等及び共同購入者ごとの麦加工品・調製品の取扱数量確認書

(様式4-I-18(その5))

b 組合等の定款

c 組合等の事業計画書

d 組合等の共同購入に参加する構成員の名簿(以下「共同購入者名簿」という。)

e 組合等及び共同購入者(共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同じ。)ごとの営業経歴書

f 組合等及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

g 組合等の財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)

h 組合等の納税証明書

i 組合等及び共同購入者ごとの誓約書(様式4-I-18(その6))

j 組合等及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書(様式4-I-18(その7))

k その他審査に必要と認められた書類

エ 定期審査の公示

農産局長は、定期審査の公示を農林水産省ホームページに掲載するとともに、地方農政局長等に掲示するよう指示する。

オ 随時審査

農産局長は、アの定期審査のほか、資格の申請があった際に、随時、審査を行う。この場合の手続はウの規定に準じる。

4 有資格者名簿及び随意契約登録者名簿の作成並びに資格審査結果の通知 (細則第54条、第55条、第56条及び第83条)

(1) 輸入資格

ア 入札・契約手続審査委員会の承認(入札・契約手続審査委員会会則1)

農産局長は、入札・契約手続審査委員会(以下この章において「委員会」という。)に、麦又は麦加工品・調製品別に、申請者が本船輸入の場合は2の(1)のアの要件を、コンテナ輸入の場合は2の(1)のイの要件をそれぞれ満たしているかを諮る。

イ 有資格者の決定

農産局長は、委員会の結果、麦又は麦加工品・調製品別に、申請者が本船輸入の場合は2の(1)のアの要件を、コンテナ輸入の場合は2の(1)のイの要件をそれぞれ満たしていると認めるときは、当該者について、それぞれ特別売買契約に係る輸入資格を有する者(以下本章のIにおいて「有資格者」という。)と認める。

ウ 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を取得した日から3年以内とし、その期限は平成22年以後3年ごとの各年の3月末日までとする。

エ 有資格者名簿の作成及び通知(細則第83条)

(ア) 農産局長は、イにより有資格者と認めた場合は、有資格者の名簿

(以下本章の I において「有資格者名簿」という。)を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合は、様式 4-I-3

(その1)の「資格確認通知書」により、有資格者と認めなかった

場合は、様式 4-I-3(その2)の「通知書」により行う。

(イ) 農産局長は有資格者に対し、あらかじめ別紙 4-I-2 の「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」(以下本章の I において「手引」という。)を配布の上、見積合せに関する手順等について周知する。

オ 有資格者の公表

農産局長は、有資格者名簿を農林水産省ホームページに掲載する。貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

(2) 買受資格

ア 入札・契約手続審査委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則 1）

農産局長は、委員会に、麦又は麦加工品・調製品別に、申請者が2の(2)の ア又はイの要件を満たしているかを諮る。

イ 買受資格者の決定

農産局長は、アの委員会の結果、麦の買受資格に係る申請者にあつては2の(2)のアの要件を、麦加工品・調製品の買受資格に係る申請者にあつては2の(2)のイの要件を、それぞれすべて満たしていると認めるときは、当該申請者を、それぞれ特別売買契約に係る買受資格を有する者(以下本章において「買受資格者」という。)と認める。

なお、麦の買受資格を有すると認めるときは、麦加工品・調製品の買受資格も有する者とみなす。

ウ 資格の有効期間

買受資格の有効期間は、資格を取得した日から3年以内とし、その期限は、麦にあつては2019年以後3年ごとの各年の11月末日、麦加工品・調製品にあつては2018年以後3年ごとの各年の3月末日までとする。

エ 買受資格者名簿の作成及び通知（細則第83条）

(ア) 農産局長は、イにより買受資格者と認めた場合は、買受資格者の名簿(「随意契約者登録名簿」という。)を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、買受資格者と認めた場合は「資格確認通知書」(様式 4-I-18(その8))により、買受資格者と認めなかった場合は「通知書」(様式 4-I-18(その9))により、それぞれ行う。

(イ) 農産局長は、買受資格者に対して、あらかじめ手引を配布の上、見積合せに関する手順等を周知する。

オ 買受資格者の公表

農産局長は、随意契約登録者名簿を農林水産省ホームページに掲載する。貿易業務課、地方農政局等にあつては、当該名簿を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録し、当該名簿の閲覧は、当該名簿を紙面又は事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

様式4-I-3(その1)

【資格確認通知書】

様式4-I-3(その2)

【通知書】

別紙4-I-2

【食糧用輸入麦等の

特別売買契約におけ

る見積合せの手引】

様式4-I-18(その8)

【資格確認通知書】

様式4-I-18(その9)

【通知書】

5 変更の届出（細則第 57 条）

(1) 有資格者

ア 農産局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者から、速やかに「輸入米麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届」（様式 4- I -4）により、その旨を届け出させる。

(ア) 住所

(イ) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。（オ）において同じ。）

(ウ) 代表者名（法人の場合）

(エ) 営業所の名称、所在地及び電話番号

(オ) その他経営の状況等について著しい変更があった場合には、その内容

イ アの届出があったときは、農産局長は内容を精査し、速やかに有資格者名簿を訂正する。

ウ 有資格者の公表は、4の(1)のオの規定を準用する。

(2) 買受資格者

ア 農産局長は、買受資格者（団体の場合は構成員を含む。）について、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書（麦用及び麦加工品・調製品用）

に記載した内容に変更（合併、分割等による場合を含む。）があったと

きは、当該買受資格者に対し、「食糧用特別売買麦等買受資格変更届」

（様式 4- I -19。以下「変更届」という。）を提出させる。

イ 農産局長は、変更届の提出を受け、必要に応じて随意契約登録者名簿の内容を速やかに変更する。

ウ 農産局長は、工場所在地に変更があった場合等においては、必要に応じて、3の(2)のエに定める現地確認を行う。

6 資格の停止又は取消し（細則第 59 条及び第 85 条、予決令第 70 条及び第 71 条）

(1) 輸入資格の場合

農産局長は、有資格者が米基本要領第 1 章 I 第 3 の 5 の (1) に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、米基本要領第 1 章 I 第 3 の 5 の (1) なお書き、(2)、(3) 及び (4) の規定は、特別売買契約に係る輸入資格について準用する。

(2) 買受資格の場合

ア 麦の買受資格者

(ア) 農産局長は、麦の買受資格者が米基本要領第 1 章 I の第 3 の 5 の

(1) に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該買受資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、米基本要領第 1 章 I 第 3 の 5 の (1) なお書き、(2)、(3) 及び (4) の規定は、麦の買受資格者について準用する。

(イ) 農産局長は、次に掲げる場合には、買受資格者の資格を取り消すものとする。

様式 4- I -4

【輸入米麦等の特別
売買契約に係る輸入
資格審査申請書変更
届】

様式 4- I -19

【食糧用特別売買麦
等買受資格変更届】

様式 4- I -5

【資格取消等事由報
告書】

様式 4- I -6（その 1）

【資格停止通知書】

様式 4- I -6（その 2）

【資格取消通知書】

- a 麦の買受資格者が、原則として過去1年以上、食糧法第43条の輸入麦等の買受けを行っていない場合
 - b 麦の買受資格者が、2の(2)のアの資格者の要件を満たさないと認められるとき
 - c 麦の買受資格者が、第7の6の(3)により受領した荷渡指図書(買受資格者が第3章のI第5の12により受領している場合には当該荷渡指図書も含む。)を譲渡し、又は担保として提供した場合
 - d 農産局長が、細則第59条に準じ、麦の買受資格者が契約の相手方として不相当であると認める場合
 - e 買受資格者の申出に基づく場合
- (ウ) 農産局長は、(ア)又は(イ)により買受資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、「買受資格停止通知書」(様式4-I-20(その1))又は「食糧用特別売買麦等買受資格取消通知書」(様式4-I-20(その2))によりその旨を当該者に通知する。

様式4-I-20(その1)

【買受資格停止通知書】

様式4-I-20(その2)

【食糧用特別売買麦等買受資格取消通知書】

イ 麦加工品・調製品の買受資格者

麦加工品・調製品に係る資格の停止又は取消はアの規定を準用する。

7 買入代金

食糧用特別売買麦等の買入業務の対価(以下本章のIにおいて「買入代金」という。)は、以下の輸入方式において、項目ごとに算出された額の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。

(1) 本船輸入

ア 特別売買契約書付録1第1に定める契約価格に、特別売買契約で輸入される食糧用の麦の引渡数量を乗じて得た額。

イ 次に掲げる引渡業務諸掛加算額

(ア) 形態別加算費用

積来船から保管場所までの荷役形態(接岸取り、はしけ取り)別の港湾荷役料金

(イ) 加算諸費用

(ア)以外の経費で、輸入港接岸以降、検収・引渡しまでの経費

- a 土曜荷役割増料金
- b 待機料
- c くん蒸薬品代等(貯穀害虫の駆除のためのくん蒸を実施した場合の保管料を含む。)
- d 海上運送費(那覇港への運送費)
- e 検査手数料
- f 正常粒率検査費用(輸入されるものが大麦の場合のみ。)
- g 品質試験料(輸入されるものが小麦の場合のみ。)
- h 安全性検査費用(特別売買契約書付録2第7に定める船積時検査及びサーベイランス検査に係る残留農薬分析費)
- i 農産局長が特に必要と認めた経費

(2) コンテナ輸入

ア 特別売買契約書付録第1に定める契約価格に、食糧用特別売買麦等の引渡数量を乗じて得た額

イ 安全性検査費用加算額(輸入されるものが麦の場合のみ。)特別売買契約書付録第2に定める安全性の確認に要する費用

ウ 農産局長が特に必要と認めた経費

8 見積合せに係る必要事項の通知

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、原則として、見積合せを実施する日の14日前までに輸入区分ごとに、有資格者等に以下の事項を通知する。(別紙4-I-1(その1~6))

(1) 通知する事項

ア 契約予定数量等見積合せに関する事項

イ 契約条項を示す場所

ウ 見積合せの実施場所及び日時

エ 9の特別売買申込予定書の提出に関する事項

オ その他必要事項

(2) その他の通知事項

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、(1)の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

ア 当該見積合せに参加する資格のない者の行った申込み及び見積合せの条件に違反した申込みは、無効とすること

イ 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること

ウ 電子入札システムにより見積合せを実施する場合は、その旨

エ 「電子入札運用基準」第5の5又は6に基づき、電子見積合せによる執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと

オ ウにより見積合せを実施するに当たり必要があると認められる場合は、申込書等の必要箇所を読み替えること

9 特別売買申込予定書の提出

(1) 予定書の提出

特別売買契約の申込みを行おうとする有資格者は、原則として、見積合せを実施する日の7日前までに、「食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書(輸入区分〇)」(様式4-I-7(その1、その2)。以下本章のIにおいて「予定書」という。)を提出する。なお、麦加工品・調製品については、複数の買受資格者の共同による申込みは行うことができない。

(2) 予定書の数量変更

有資格者又は買受資格者が(1)の数量を変更する場合は、有資格者は、再度、数量変更後の予定書を提出する。なお、輸入区分Ⅲ(麦に限る。)についてはこの限りでない。

10 予定価格(予決令第79条、第80条)

(1) 予定価格の作成

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、輸入区分ごとに予定価格を作成する。

別紙4-I-1

(その1~6)

【〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約(輸入区分〇)の見積合せの実施について】

様式4-I-7

(その1、その2)

【食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書(輸入区分〇)】

なお、予定価格の作成に当たっては、直接契約に係る職員を関与させてはならない。

ア 買入予定価格の作成（売渡人から買い入れる価格）

(7) 輸入区分Ⅰ

農産局長(支出負担行為担当官)は、国際取引価格、海上運賃、為替等を考慮し、輸入麦の種類、産地及び銘柄ごとに買入予定価格を定める。

(4) 輸入区分Ⅱ

農産局長(支出負担行為担当官)は、国際取引価格、海上運賃、為替等を考慮し、輸入麦の種類、産地、銘柄及び数量ごとに買入予定価格を定める。

(5) 輸入区分Ⅲ

農産局長(支出負担行為担当官)は、国際取引価格、海上運賃、為替等を考慮し、本船輸入、コンテナ輸入別に、麦にあつては輸入麦の種類、産地及び銘柄ごとに、麦加工品・調製品にあつては協定、種類及び区分ごとに買入予定価格を定める。なお、買入予定価格のうち、麦加工品・調製品にあつて日英経済連携協定に基づく関税割当てに係る英国の原産品(以下「英国原産」という。)である小麦製品又は大麦製品の価格を定める際は、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第2条及び同法別表第1に基づく暫定税率により算出される関税額(以下「関税額」という。)に相当する額を加算するものとする。

イ 売渡予定価格の作成（買受人に売り渡す価格）

(7) 輸入区分Ⅰ

農産局長(契約担当官)は、輸入麦のマークアップ額、港湾諸経費、安全性検査費用等を考慮し、輸入麦の種類、産地及び銘柄ごとに売渡予定価格を定める。

(4) 輸入区分Ⅱ

農産局長(契約担当官)は、輸入麦のマークアップ額、安全性検査費用等を考慮し、輸入麦の種類、産地、銘柄及び数量ごとに売渡予定価格を定める。

(5) 輸入区分Ⅲ

農産局長(契約担当官)は、輸入麦等のマークアップ額、港湾諸経費、安全性検査費用等を考慮し、麦にあつては輸入麦の種類、産地及び銘柄、麦加工品・調製品にあつては協定、種類及び区分ごとに売渡予定価格を定める。

(2) 予定価格作成後の取扱い

ア 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、(1)の予定価格を封かんの上、見積合せを実施する場所に置く。

イ 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、予定価格を厳重に取り扱い、また、これを公表しない。

11 見積合せの実施

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、8の通知において示した見積合せの場所及び日時に、「食糧用輸入麦等の特別売買申込書(輸入区分〇)」(様式4-I-8(その1~4)。以下本章のIにおいて「申込書」という。)の提出により見積合せを行う。

様式4-I-8

(その1~4)

【食糧用輸入麦等の
特別売買申込書(輸
入区分〇)】

12 再度見積合せ等

- (1) 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ及び輸入区分Ⅲ(麦加工品・調製品に限る。)において、1回目(初度)の見積合せの結果、買入予定価格以下の価格による申込みがないとき、又は売渡予定価格以上の価格による申込みがないときは、当該申込みに関し、引き続き再度の見積合せを行うことができる。

なお、農産局長は、再度の見積合せの実施回数について、8の(1)のオにより有資格者に通知する。

- (2) (1)の再度の見積合せは、初度の見積合せの継続延長として行うため、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。
- (3) 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、(1)の再度の見積合せを行った後、契約予定数量に達しない場合又は輸入区分Ⅲ(麦に限る。)において、1回目(初度)の見積合せの結果、契約予定数量に達しない場合は、再度見積合せに係る必要事項を通知し、見積合せを行うことができる。
- (4) (3)により再度見積合せを行う場合は、8から11までの手続について準用する。この場合において、原則として8の「14日前」とあるのは「7日前」と、9の「7日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

13 見積合せによる契約相手方の決定

- (1) 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、申込書のうち、売渡申込価格が買入予定価格以下で、かつ買受申込価格が売渡予定価格以上であったもののうち、売渡申込価格と買受申込価格の差(以下「売買差額」という。)が大きいものから順次、当該見積合せの契約予定数量に達するまでの申込者を契約の相手方として決定する。(輸入区分Ⅲ(食糧小麦)を除く。)

ただし、食糧法第43条第3項の規定に基づき、売買差額が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件(平成7年3月27日農林水産省告示第457号)の別表第3に定める額を超えない申込みのみを有効とする。

- (2) (1)の場合において、契約の相手方となるべき売買差額が同一の申込書が2以上あるときは、応札数量の多い申込みから順次、当該見積合せの契約の相手方として決定する。
- (3) (2)の場合において、契約の相手方となるべき応札数量が同一の申込書が2以上あるときは、直ちに当該申込みをした者にくじを引かせて契約の相手方として決定する。
- (4) (3)の場合において、電子入札システムによる見積合せを行っている場合は、当該申込みをした者に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせて契約の相手方として決定する。
- (5) 輸入区分Ⅲ(通常分)にあつては、8の通知において示した見積合せにおける買受資格者1者当たりの契約上限数量の範囲内で、契約の相手方として決定する。
- (6) 輸入区分Ⅲにおいて、申込者の申込数量の合計が第2の2の(2)で決定した契約予定数量を超える場合、契約予定数量を超えることとなった順位の申込者の契約数量は、契約予定数量の範囲内で決定する。

なお、当該申込者が複数の買受資格者の共同での申込みである場合は、農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、各買受資格者の申込数量の比率に応じて契約数量を按分し、各買受資格者の契約数量を決定する。ただし、共同で申込みを行う買受資格者の中に、買受資格者1者当たりの契約上限数量を超える申込みを行う買受資格者がいる場合、当該買受資格者の申込数量を買受資格者1者当たりの契約上限数量の範囲内に調整した上で、各買受資格者の調整後の申込数量の比率に応じて契約数量を按分し、各買受資格者の契約数量を決定する。

(7) 輸入区分Ⅲ(食糧小麦に限る。)については、申込書のうち売渡申込価格が買入予定価格以下で、かつ、買受申込価格が売渡予定価格以上であったもののうち、買受申込価格と売渡予定価格の差(以下「売渡予定差額」という。)が大きいものから順次、当該見積合せの契約予定数量に達するまでの申込者を契約の相手方として決定する。(1)ただし書、(2)、(3)及び(4)の規定は、輸入区分Ⅲ(食糧小麦)について準用する。この場合において、(2)の文中「売買差額」とあるのは「売渡予定差額」と読み替える。また、農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)が、輸入区分Ⅲ(通常分)の見積合せと輸入区分Ⅲ(経済連携協定分)の見積合せをまとめて実施した場合は、輸入区分Ⅲ(経済連携協定分)に係る契約の相手方を決定した後、輸入区分Ⅲ(通常分)に係る契約の相手方を決定する。

(8) 輸入区分Ⅲ(麦加工品・調製品に限る。)のうち、日 EU 経済連携協定及び日英経済連携協定に係る特別売買契約の見積合せにおいて英国原産の小麦製品又は大麦製品の申込みがあった場合は、欧州連合の原産品である小麦製品又は大麦製品に係る契約の相手方を決定した後、当該見積合せの契約予定数量(小麦製品又は大麦製品に限る。)に残枠が生じた場合に限り、当該残枠を上限として、英国原産の小麦製品又は大麦製品に係る契約の相手方を決定する。

14 見積合せの結果の通知

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、契約の相手方となるべき者を決定した後、見積合せに参加した者に対し、速やかに見積合せの結果を通知する。また、契約の相手方となるべき者に対しては見積合せ結果通知書を通知する。(ただし、農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた売渡申込資格者が、変更後の契約数量を承諾しない場合についてはこの限りでない。)

15 諾否の通知(輸入区分Ⅲの見積合せにおいて、申込数量と契約数量に変更が生じた場合)

- (1) 農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた売渡申込資格者は、変更後の契約数量を承諾するか否かを、14 の見積合せの結果の通知があった時点から、別途指定する時間内に貿易業務課まで連絡する。
- (2) (1)の諾否の連絡方法は、売渡申込資格者が書面にて行うこととする。
- (3) 指定する時間内に諾否の連絡が無い場合は、承諾しないものとみなし、契約を締結しないこととする。
- (4) 諾否の連絡が全ての者から得られた時点又は別途指定する時間を経過した時点で見積合せを終了する。なお、諾否の連絡を行った者は、指定する時間内であっても、諾否の変更を行うことができない。

16 見積合せの結果の概要の公表

様式4-1-21 (その1、

その2)

【諾否通知書】

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、見積合せの終了後速やかに、当該見積合せの結果の概要を農林水産省ホームページに掲載する。

17 特別売買契約の締結

(1) 契約書の作成

農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)は、13により契約の相手方となる有資格者(以下「売渡人」という。)及び買受資格者(以下「買受人」という。)を決定したときは、当該売渡人及び買受人に、特別売買契約書の正本を当該契約者と同数の部数を作成させ、見積合せの翌日から15日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内に契約を締結する。

(2) 契約の成立

特別売買契約は、農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)及び契約の相手方(法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。)が特別売買契約書に記名押印することにより成立する。

(3) 契約書の送付

(2)により農産局長(支出負担行為担当官及び契約担当官)が記名押印をしたときは、当該特別売買契約書の正本各1部を売渡人及び買受人に送付する。

第4 買入代金の概算払

農産局長は、買入代金(引渡業務諸掛加算額を除く。)については、次の手順により概算払を行うことができる。

1 契約価格の概算払に係る審査・支払

農産局長(官署支出官)は、本船輸入の場合に限り、売渡人が契約価格概算金支払請求書に船積書類(船荷証券(B/L)及び海上保険証券)の写しその他特別売買契約書に定める書類を添付して提出したときは、これらの内容と当該特別売買契約の内容を照合の上、原則として積来船別に概算払を行う。

なお、コンテナ輸入の場合は、概算払を行わない。

2 概算払を行わない場合

農産局長(官署支出官)は、必要があると認めるときには、1に定める概算払を行わない。

この場合、農産局長は、第3の8に定める通知の際、概算払を行わないことを売渡人に通知する。

第5 食糧用特別売買麦等の輸入港決定、荷捌き及び通関の手続

1 輸入港(回送港)の決定

(1) 輸入港の決定

農産局長は、契約締結後速やかに、売渡人及び買受人に対し、両者協議の上、植物防疫法施行規則第6条第1項第1号に掲げる港のうち倉庫又はサイロ(以下「サイロ等」という。)の所在する港の中から、食糧用特別売買麦等の輸入を行う港(回送港を含む。以下本章のIにおいて「輸入港」という。)を決定させる。

(2) 食糧用特別売買麦等の引渡場所及び売渡場所の決定

農産局長は、(1)の輸入港決定後、売渡人及び買受人に、当該輸入港に所在するサイロ等の中から、売渡人から政府への引渡場所及び政府から買受人への売渡場所を決定させる。

2 配船に係る手続

- (1) 売渡人は、積来船が輸入麦等を船積みした港を出港する日までに、農産局長及び買受人に対して、「輸入麦等積来船動向報告書」(様式 4-I-9)を提出する。
- (2) 売渡人は、入港予定日の3日前までに、農産局長及び買受人に対して、積来船等の入港予定日、買受人別の輸入麦等の引渡数量等を記載した「輸入麦等配船予定報告書」(様式 4-I-10)を提出する。
- (3) 売渡人は、輸入されるものが麦の場合にあっては、入港予定日の前日までに、農産局長及び買受人に対して、「荷役計画書」(様式 4-I-11)及び「荷捌計画書」(様式 4-I-12)を提出する。
- (4) 売渡人は、輸入されるものが麦の場合にあっては、入港予定日までに、荷役関係業者に対して、荷捌計画書を提出する。
- (5) 売渡人は、第2港以降に入港する場合は、(2)及び(3)に規定する書類を農産局長及び買受人に対して、(4)に規定する書類を荷役関係業者に対して、随時提出する。

3 連絡体制の整備

- (1) 農産局長は、輸入されるものが麦の場合にあっては、荷役期間中、数量、品質等の確認について正確を期すため、売渡人又はその代理人及び買受人を、荷捌きに立ち会わせる。ただし、買受人は、売渡人又はその代理人に立会いを委託することができるものとする。
- (2) 農産局長は、売渡人に対し、荷役期間中、迅速かつ確実に連絡が取れるよう、あらかじめ連絡責任者を指定させる。
- (3) 農産局長は、(2)で指定された連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)に対し、食糧用特別売買麦等に異常が発見されたとき、荷役機械等の故障等又は不測の事態が発生したときは、速やかに農産局長及び買受人に対して報告させる。
- (4) 輸入港の所在地を管轄する地方農政局長等は、農産局長から連絡を受けたときは、連絡責任者に対して適切な指示を行う。また、必要に応じて、職員を荷役現場に立ち会わせるとともに、検疫所長に連絡する。

4 安全性及び異常の有無の確認

- (1) 農産局長は、売渡人に対し、輸入手続前に次に掲げる食糧用特別売買麦等の安全性及び異常の有無を確認させ、次の事項に合致したもののみ通関をさせる。ただし、通関について(4)に基づく農産局長からの指示がある場合は、この限りでない。なお、輸入区分Ⅲ(麦加工品・調製品に限る。)のうち、英国原産の小麦製品又は大麦製品を輸入する場合には、本号中「通関」を「関税法第67条に基づく輸入申告」と読み替えるものとする。

ア 厚生労働省検疫所が行う輸入検疫において、食品衛生法に対する違反がなく、かつ同法に係る流通規制の指導等の通知を受けていないこと。

様式4-I-9

【輸入麦等積来船
動向報告書】

様式4-I-10

【輸入麦等配船予
定報告書】

様式4-I-11

【荷役計画書】

様式4-I-12

【荷捌計画書】

イ 輸入されるものが麦の場合にあつては、特別売買契約書に基づき、船積みされる麦が全て確定した段階で当該契約に係る数量を検査単位として行う、カビ毒及び残留農薬等の検査並びに遺伝子組換え品種の混入の可能性がある輸出国から輸入される麦に係る遺伝子組換え品種混入の検査において、食品衛生法第13条に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日付け厚生省告示第370号)等に基づき、特別売買契約書において別に定める基準を超えていないこと及び遺伝子組換え品種の混入がないこと(以下「基準に適合していること」という。)が確認されたこと。

なお、売渡人は、遺伝子組換え品種混入の検査を除き、自らの判断で当該検査よりも細かい単位(積来船のハッチ、保税サイロ、保税倉庫、コンテナ等)を検査単位として再検査を実施できることとし、この再検査において基準に適合していることが確認されたものについては、当初の検査結果いかにかわらず、本号の検査で基準に適合していることが確認されたものとみなす。また、輸入されるものが麦加工品・調製品の場合であっても、売渡人及び買受人の合意に基づき、当事者間で取り決めた負担により、当該麦加工品・調製品又はその原料に係る本号に準じた検査を実施することを妨げるものではない。

ウ 米国産小麦にあつては米国農務省が、カナダ産小麦にあつてはカナダ穀物委員会が発行する遺伝子組換え小麦に係る陰性証明書があること。

エ 公的検査機関等に品位確認及び仕分けを委託し、当該公的検査機関等から品位に関して異常が認められないとの報告を受けていること。なお、異常が認められたとの報告を受けた場合は、通関前に農産局長、買受人及び検疫所長に報告するものとする。

(2) 売渡人は、第6の検収の前までに、農産局長に(1)の確認の結果を証明する書類の正本を提出する。

(3) 農産局長は、売渡人又は売渡人から委託を受けた者に、政府が輸入しようとする麦の産地国において輸出に供される一般的な麦を対象に、毎年定期的にサーベイランス検査を実施させ、その検査結果を提出させるものとする。

農産局長は、検査の結果を踏まえ、必要があると認める場合は(1)のイの検査の検査項目に反映させるものとする。

(4) 農産局長は、輸入される小麦について、当該小麦の輸入に係る売渡人に対して、(1)のイに掲げる検査のほか、必要に応じて農産局長が指定する検査を実施させ、その結果を報告させることができる。また、農産局長は、その検査結果を踏まえ、必要があると認められるときは、当該売渡人と協議の上、必要な措置の実施を指示することができる。

(5) 農産局長は、食糧用特別売買麦等に起因する食品事故等が生じたときは、当該特別売買麦等の売渡人及び買受人に対し、食品衛生法及び食品衛生に関する都道府県条例に定められている適切な措置を指示する。

5 通関の手続

(1) 売渡人は、経済連携協定分に係る輸入である場合にあつては、関税法第67条に基づく輸入申告に当たり、当該協定上の特惠待遇を受けるための必要な手続を行うものとする。

(2) 売渡人は、輸入区分Ⅲ(麦加工品・調製品に限る。)のうち、英国原産の小麦製品又は大麦製品を輸入する場合は、関税法第67条に基づく輸入申告を行った後、関税額に相当する額を担保として税関長に提供し、関税法第73条第1項に基づく輸入の許可前における貨物の引取り(以下「輸入許可前貨物引取」という。)の承認を受けるものとする。

第6 検収等

1 検収官の任命（会計法第29条の11第2項、第4項）

農産局長（契約担当官等）は、検収官を任命する。

2 安全性及び異常の有無の確認

検収官は、食糧用特別売買麦等の引渡しを受けるに当たって、売渡人から提出された書類に基づき、食糧用特別売買麦等の安全性及び異常の有無の確認を行い、これが適正であることを確認した後に検収を実施する。

3 徴収書類

検収官は、2において適正であることが確認された食糧用特別売買麦等について、売渡人に次に掲げる書類を提出させ、検収を行う。

- (1) 検収請求書（特別売買契約書に定める様式）
- (2) 物品預り証（特別売買契約書に定める様式。当該食糧用特別売買麦等を庫入れした倉庫業者等が作成したものに限り。）
- (3) 農産物検査証明書（農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）別記様式第2号による検査証明書。以下同じ。）（輸入されるものが麦の場合のみ。）
- (4) 成分検査証明書（農産物検査法施行規則別記様式第16号による検査証明書。以下同じ。）（輸入されるものが本船輸入による小麦の場合のみ。）
- (5) 特別売買契約においてその他の品位を定めた場合は、当該その他の品位について、売渡人及び買受人が指定する検査機関により発行された検査証明書（輸入されるものが麦の場合のみ。）
- (6) 特別売買契約において品位を定めた場合は、当該品位について、売渡人及び買受人が指定する検査機関により発行された検査証明書又は売渡人及び買受人があらかじめ合意した検査方法により確認した検査結果（輸入されるものが麦加工品・調製品の場合のみ。）
- (7) 検量証明書（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づき検量の許可を受けた港湾運送事業者の発行した証明書）
- (8) 申請書と併せて提出した事前教示回答書の写し（輸入されるものが麦加工品・調製品の場合のみ。）
- (9) 税関長が発行した輸入許可通知書（以下「輸入許可通知書」という。）の写し又は税関長が発行した輸入許可前貨物引取承認通知書（以下「BP承認通知書」という。）の写し
- (10) 経済連携協定分に係る輸入の場合は、輸出国における全国又は各州の商工会議所等が発行した原産国証明書等又は第5の5の手続で税関長に提出した書類の写し
- (11) 輸入されるものが麦加工品・調製品の場合にあつて、製造した輸出国の工場が食品衛生法上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下「HACCP」という。）の施設認定を取得している場合は、これを証する書類の写し
- (12) 特別売買契約書の写し
- (13) その他特別売買契約書に定める書類

4 書類の確認

検収官は、売渡人から提出のあった3の書類に不備がなければ検収請求書を受理し、特別売買契約書に定められた数量、品位等であることを次により速やかに確認する。

(1) 麦の場合

ア 数量は、検量証明書により確認

イ 品位等は、次により確認

(ア) 種類、銘柄、品位、包装及び量目は、農産物検査証明書により確認

(イ) 成分は、成分検査証明書により確認(本船輸入(食糧小麦)のみ。)

ウ 輸入許可通知書の写しにより関税法第 67 条に基づく輸入申告が完了し

たものであることを確認

エ 経済連携協定分に係る輸入の場合は、3の(10)の原産国証明書等又は第5の5の手続で税関長に提出した書類の写しにより契約現品が当該国産であることを確認

(2) 麦加工品・調製品の場合

ア 数量は、検量証明書により確認

イ 輸入許可通知書の写しにより品名及び関税法第 67 条に基づく輸入申告が完了したものであることを確認。ただし、輸入されるものが英国原産の小麦製品又は大麦製品の場合は、BP 承認通知書の写しにより品名並びに関税法第 67 条に基づく輸入申告及び同法第 73 条の輸入許可前貨物引取承認が完了したものであることを確認

ウ 3の(10)の原産国証明書等又は第5の5の手続で税関長に提出した書類の写しにより契約現品が当該国産であることを確認

エ 事前教示回答書における関税分類番号(以下「税番」という。)、輸入許可通知書の写しにおける税番及び契約書付録に定める税番が同一であることを確認

オ 製造した輸出国の工場がHACCPの施設認定を取得している場合は、書類により確認

5 分割検収

農産局長(契約担当官等)は、荷捌き、需給操作等の事情により、特に必要と認める場合は、分割して検収を行うことができる。

6 検査調書の作成

(1) 検収官は、4により検収請求書の記載内容と相違ないことを確認した場合は、「検査調書」(様式 4-I-13)を作成し、農産政策部長(物品管理官)に提出する。

(2) 検査調書の作成年月日は、検収を行った日とする。

様式4-I-13

【検査調書】

第7 食糧用特別売買麦等の引渡し及び売渡し

1 売渡人からの引渡し

農産政策部長(物品管理官)は、検収官から提出された検査調書により食糧用特別売買麦等の数量及び品質を確認したときは、引渡しを確認する書類として、売渡人に対し、食糧用輸入麦等引渡書(様式 4-I-14。以下本章の I において「引渡書」という。)を提出させる。

様式4-I-14

【食糧用輸入麦等引渡書】

2 所有権等の移転

食糧用特別売買麦等の所有権及び危険負担は、1の引渡書が提出されたときに、売渡人から政府に移転する。

3 現品領収証の交付

農産政策部長(物品管理官)は、検収日と同日付けで、1で提出された引渡書に日付を記入し、現品領収証として当該売渡人に交付する。

なお、この現品領収証の交付をもって検収終了の通知とする。

4 港湾荷役経費確認証の交付(本船輸入のみ)

農産政策部長(物品管理官)は、売渡人から特別売買契約書に定める引渡業務終了報告書、加算諸費用計算書、「港湾荷役経費集計表」(様式4-I-15)及び「港湾荷役経費明細書」(様式4-I-16)を提出させ、これを審査の上、港湾荷役経費集計表に日付を記入し、港湾荷役経費確認証として売渡人に交付する。

様式4-I-15

【港湾荷役経費集計表】

5 現品領収証等の交付後に誤りがあった場合の取扱い

農産政策部長(物品管理官)は、現品領収証又は港湾荷役経費確認証(以下「現品領収証等」という。)の交付後に誤りを発見した場合、原則として、次のとおり対処することとする。

様式4-I-16

【港湾荷役経費明細書】

(1) 代金支払前の場合

直ちに誤った現品領収証等を回収し、正しい現品領収証等を売渡人に交付する。この場合の発行番号は新しい番号とし、回収した現品領収証等の番号は欠番とするとともに、回収した現品領収証等を別途綴って整理する。

(2) 代金支払後の場合

誤った記載事項を朱書きし、下段に正しく黒書きした現品領収証等を発行する。

6 買受人への売渡し

(1) 買受申出書の提出

買受人は、1の引渡書を受理したときは、「現品買受申出書」(様式4-I-17。以下本章のIにおいて「買受申出書」という。)を提出する。

様式4-I-17

【現品買受申出書】

(2) 納入告知書の発行

農産局長(歳入徴収官)は、買受申出書を受理したときは、買受人に対して納入告知書及び当該納入告知書に記載された買受代金の内訳を記載した明細を発行し、買受人に代金納付期限までに売渡代金を納付させる。

(3) 荷渡指図書が発行

ア 食糧用特別売買麦等の買受人への売渡しは、第5の1の(2)で決定された売渡場所で在姿のまま行う。なお、買受人が、輸入麦等を保管している者から物品(輸入麦等)の引取りをするときは、「物品取扱要領」別紙1-1「荷渡指図書による物品引渡しの手引き」の第3の2の(3)の規定による。

農産政策部長(物品管理官)は、(2)の売渡代金の納付を確認した上で荷渡指図書を発行する。

イ 農産政策部長(物品管理官)は、アの規定にかかわらず、農産局長が別に定める場合には、買受人に対して荷渡指図書を交付することができる。

(4) 所有権等の移転

食糧用特別売買麦等の所有権及び危険負担は、(3)の荷渡指図書を買受人に交付したとき、農産政策部長(物品管理官)から買受人に移転する。

(5) 第三者への委任

様式4-I-22

【委任状】

農産局長(契約担当官)は、買受人が、(2)の納入告知書の受領、買受代金の納入及び(3)の荷渡指図書を受領に係る事務を第三者に委任する場合には、委任状(様式 4-I-22)を提出させる。

(6) 売渡条件

農産局長は、買受人(買受人が団体の場合は、買受人の構成員を含む。)に対し、指名停止者等に対する食糧用特別売買麦等の転売、貸借その他の処分及び当該食糧用特別売買麦等に係る変形加工その他の業務の委託を禁止する。

第 8 買入対象外麦等の取扱い

- 1 農産局長は、食糧用特別売買麦等であって、第5の4の(1)の輸入手続前の検査により買入対象とする麦等以外の麦等(以下「買入対象外麦等」という。)であると確認されたものについては、売渡人に対し積戻し又は廃棄処分させる。
- 2 農産局長は、売渡人に対し、特別売買契約書に定めるところにより買入対象とする麦等と買入対象外麦等を明確に区分させる。
- 3 農産局長は、売渡人から、特別売買契約書に定めるところにより買入対象外麦等の積戻し又は廃棄処分に係る買入対象外麦等措置計画書を、地方農政局長等を経由して提出させる。
- 4 地方農政局長等は、売渡人が3の買入対象外麦等措置計画書に従って、保管倉庫からの搬出、船又は車両への積込み及び廃棄物処理施設での投入を行うときは、確認マニュアルに基づき、地方農政局長等の命じた職員に立会い(立会いの許可が下りない場合における立会いに代わる書類による確認を含む。)を行わせる。
- 5 農産局長は、売渡人が積戻し又は廃棄処分が完了したときには、売渡人から特別売買契約書に定める買入対象外麦等措置完了報告書を、地方農政局長等を経由して提出させる。

第 9 ダストの取扱い

- 1 農産局長は、輸入麦の売渡人に対し、サイロ等搬入時に発生したダストについて、廃棄処分又は非食用として処分させなければならない。ただし、飼料用としての使用又は飼料工場を有する者へ譲渡してはならない。
- 2 農産局長は、売渡人から、特別売買契約書に定めるところにより、輸入麦のダスト処理に係る誓約書を提出させる。

第 10 違約金の徴収

- 1 農産局長は、売渡人又は買受人が、特別売買契約に関する不正行為をした場合又は正当な理由なくして契約に定めた義務を履行しない場合は、農産局長(歳入徴収官)の発行する納入告知書により違約金を納付させる。
- 2 1の違約金の額の確定は、第 11 の買入代金の精算払をするときまでに行い、農産局長(歳入徴収官)は、確定後速やかに納入告知書を発行する。

第 11 買入代金の精算払

1 請求書類の審査

農産局長(官署支出官)は、売渡人が、特別売買契約書に定める「買入代金請求書」に、第7の3の現品領収証、第7の4の港湾荷役経費確認証(本船輸入のみ)及び付属書類を添付して提出したときは、これらの内容と契約内容を審査の上、買入代金の精算払を行う。

2 概算払を行った場合

第4の1により概算払を行った場合は、当該概算払の代金を差し引いた額を支払う。

ただし、精算金額が概算金額に満たないときは、農産局長(歳入徴収官)は、直ちに売渡人からその差額を返納させる。

第12 日英特惠輸入証明書の申請・発給

- 1 農産局長は、毎年4月に、前年度に締結した特別売買契約のうち、日 EU 経済連携協定2-A第3編第B節2及び9に基づく契約のうち小麦製品又は大麦製品に係る契約数量(以下「契約実績」という。)を取りまとめるとともに、前年度の契約予定数量と契約実績の差(以下「PIC 証明書発給可能数量」という。)を算出し、貿易業務課から輸出・国際局国際経済課(以下「国際経済課」という。)に対して報告させる。
- 2 売渡人は、第7の規定に基づき農産政策部長(物品管理官)に英国原産の小麦製品又は大麦製品を引き渡した場合は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の日英特惠輸入証明書に関する省令(令和2年農林水産省令第84号)、同令第4条の規定に基づき毎年農林水産省ホームページで公表される「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく特惠輸入証明書の発給に関する事項の公表について」及び「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく日英特惠輸入証明書発給申請書等の記載要領について」(令和2年12月21日付け2国際第703号。)(以下「省令等」という。)に基づき、日英特惠輸入証明書発給申請書(以下「PIC 申請書」という。)を貿易業務課を通じて農林水産大臣に提出する。
- 3 農産局長は、PIC 申請書に記載された特別売買契約の契約数量の総合計が PIC 証明書発給可能数量の範囲内である場合は、省令等に基づく国際経済課の審査を経た後、売渡人に対し日英特惠輸入証明書(以下「PIC 証明書」という。)を交付する。
- 4 農産局長は、PIC 申請書に記載された特別売買契約の契約数量の総合計が PIC 証明書発給可能数量を超える場合は、省令等に基づき輸入許可前貨物引取承認日の早い日から順に PIC 証明書発給可能数量に達するまで PIC 証明書を交付する。ただし、発給対象となる輸入許可前貨物引取承認日のうち最も遅い日(以下「最終発給対象日」という。)に複数の輸入許可前貨物引取承認が行われた場合は、最終発給対象日における発給可能数量を PIC 申請書に記載された特別売買契約の契約数量の比率に応じて按分し、発給の対象契約数量を決定する。
- 5 売渡人は、PIC 証明書の発給を受けたときは、省令等に基づき税関長に PIC 証明書を提出し、関税法第67条に基づく輸入許可を受けるとともに、同法第73

条に基づき税関長に提出した担保の解除を申し出る。また、売渡人は、税関長から担保の解除を受けた場合は、当該担保の扱いについて買受人と協議を行い、その結果、当該担保の全部又は一部を買受人に譲り渡すときには、特別売買契約書の規定に従って処理を行う。

6 売渡人は、5により税関長から関税法第 67 条に基づく輸入許可を受けたときは、省令等に基づき、PIC 証明書に当該貨物に係る輸入許可通知書の写しを添付して、貿易業務課を通じて農林水産大臣に返納する。

7 売渡人は、2に基づき農林水産大臣に PIC 証明書の発給を申請したものの PIC 証明書の発給を受けられなかった場合又は農林水産大臣から PIC 証明書の発給を受けたものの当該 PIC 証明書を税関長に提出することなく関税法第 67 条に基づく輸入許可を受けようとする場合は、関税額の納付を行い、輸入許可を受けるものとする。この場合、売渡人は、農産局長に税関長から発行を受けた輸入許可通知書の写しを提出するとともに、税関長に提出しなかった PIC 証明書（農林水産大臣から PIC 証明書の発給を受けた場合に限る。）を返納する。

8 農産局長は、6及び7に基づき、売渡人から返納を受けた PIC 証明書について、国際経済課による使用実績の確認を経た後、貿易業務課において保管する。

第 13 その他

第3の8、9、11、12 及び 14、第5の2、第6の3の(1)及び(2)、第6の6の(1)、第7の1並びに第7の6の(1)及び(3)に係る事務については、原則として、情報管理システムを利用する。

平成 30 年 12 月 11 日付け 30 政統第 1445 号-1

附 則

(施行期日)

1. この通知は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2. この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）第4章 I 第3の4の(1)のイの規定に基づき認められた有資格者は、旧要領の規定に基づく資格の有効期間内において、この通知による改正後の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「新要領」という。）第4章 I 第 3の4の(1)のイの規定に基づき認められた麦及び麦加工品・調製品に係る有資格者とみなす。

3. 旧要領第4章 I 第3の4の(2)のアの規定に基づき認められた買受資格者は、新要領第4章 I 第3の4の(2)のアに基づき認められた麦に係る買受資格者及び麦加工品・調製品に係る買受資格者とみなす。

4. 平成 30 年度における麦加工品・調製品に係る輸入資格の申請の受付は、新要領第4章 I 第3の3の(1)のイの規定に関わらず、平成 30 年 12 月 17 日から平成 30 年 12 月 26 日までの間に貿易業務課で受け付けるものとする。また、当該期間に申請を受け付け、麦加工品・調製品に係る有資格者として認められた

場合の資格の有効期間は、新要領第4章第3の4の(1)のウの規定に関わらず、資格を取得した日から平成 34 年3月 31 日までとする。

5. 輸入区分Ⅲの経済連携協定分に係る見積合せに関し、当該見積合せに係る電子入札システムが完成するまでの間、新要領第4章第3の 13 の(4)に規定する「電子入札システムによる見積合せを行っている場合」を、「輸入区分Ⅲの経済連携協定分に係る見積合せを行っている場合」に読み替える。

平成 31 年4月1日付け 30 政統第 2230 号

附 則

(施行期日)

1. この通知は、平成 31 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 旧要領第4章 I 第3の3の(2)の規定に基づき認められた買受資格者のうち麦の買受資格者として認められた場合の資格の有効期間は、2019 年 11 月 30 日までとする。

令和3年1月8日付け2政統第 1737 号

附 則

(施行期日)

1. この通知は、令和3年1月8日から施行する。

(経過措置)

2. 新要領第4章 I 第2の1の(1)の規定に基づき、令和2年度中に輸入区分Ⅲ(麦加工品・調製品に限る。)に係る特別売買契約の申込みを行おうとする買受資格者が貿易業務課に提出する食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書の提出期限は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」第2の(1)のアの規定に関わらず、見積合せを実施する月の前月 20 日までとする。

令和3年3月 31 日付け2政統第 2659 号

附 則

(施行期日)

- 第1条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和5年2月 24 日付け4農産第 4601 号附 則

(施行期日)

この改正は、令和5年2月 24 日から施行する。ただし、第4章の I の第7の6の

(2)のうち納入告知書の明細に係る改正については、令和5年10月1日から施行する。

令和5年3月31日付け4農産第5181号

附 則

(施行期日)

第一条 この通知は、令和5年3月31日から施行する。ただし、契約に係る規定は、令和5年4月3日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

(経過措置)

第二条 この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領の規定に基づき締結した特別売買契約に係る輸入麦の買入れ及び販売については、なお従前の例によるものとする。

〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分 I）の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

- (1) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
受付・見積書提出の時間 : 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

2 契約予定数量

食糧用小麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
食糧用大麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
ビール大麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
合 計 : 〇〇, 〇〇〇トン

3 輸出国における船積期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 引渡期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで

5 特別売買契約申込予定書の提出日

〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時まで提出する。

6 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

7 契約条項を示す場所・日時

- (1) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
(2) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時から見積合せまでの間

8 その他

- (1) 本通知に記載ない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。
(2) 再度の見積合せは〇回まで実施する。
(3) 見積合せ時に提出する特別売買申込書に記載する数量は、特別売買契約申込予定書の数量と同数にすること。
(4) 本船くん蒸は、原則禁止とする。
ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、「植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱」（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林省農政局長通知）第3の規定に準じて危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。
なお、本船の着岸及び荷役は、ガス濃度が同対策要綱第3の2の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、作業を行うこと。
(5) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EPSPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告

すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。

なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書付録1別表2の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。

- (6) 契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。
- (7) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

別 添

食糧用輸入麦等（輸入区分Ⅰ）の販売に際しての条件

買受人（買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間

〇〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅱ）の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

- (1) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
受付・見積書提出の時間 : 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

2 契約予定数量

- 食糧用小麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
食糧用大麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
ビール大麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
合 計 : 〇〇, 〇〇〇トン

3 輸出国における船積期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 引渡期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで

5 特別売買契約申込予定書の提出日

〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時まで提出する。

6 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

7 契約条項を示す場所・日時

- (1) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
(2) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時から見積合せまでの間

8 その他

- (1) 本通知に記載ない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。
(2) 再度の見積合せは〇回まで実施する。
(3) 見積合せ時に提出する特別売買申込書に記載する数量は、特別売買契約申込予定書の数量と同数量にすること。
(4) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EPSPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。
なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書付録別表1の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。
(5) 契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。
(6) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

別 添

食糧用輸入麦等（輸入区分Ⅱ）の販売に際しての条件

買受人（買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間

〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅲ：経済連携協定分（小麦・大麦））の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

- (1) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
受付・見積書提出の時間 : 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

2 〇〇年度年間契約予定数量

〇〇産食糧用小麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン
食糧用大麦及びビール用大麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン

3 〇〇年度第〇回契約予定数量

〇〇産食糧用小麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン
食糧用大麦及びビール用大麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン

4 輸出国における船積期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで
（国庫債務負担行為の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日まで）

5 引渡期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで
（国庫債務負担行為の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、〇〇年〇〇月〇〇日以降まで）

6 特別売買契約申込予定書の提出日

〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時までに提出する。
なお、特別売買契約申込予定書の提出がない場合には、見積合せは行わないものとする。

7 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

8 契約条項を示す場所・日時

- (1) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
(2) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時から見積合せまでの間

9 諾否の通知（申込数量と契約数量に変更が生じた場合）

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた者は、当該契約数量を承諾するか否かを、見積合せの結果の通知があった時点から、〇〇分以内に貿易業務課まで連絡すること。
(2) 指定する時間内に諾否の連絡がない場合は、承諾しないものとみなし、契約を締

結しないこととする。

10 その他

- (1) 本通知に記載のない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。
- (2) 再度の見積合せは実施しない。
- (3) 麦の本船輸入を行う場合、本船くん蒸は、原則禁止とする。
ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林省農政局長通知。以下「対策要綱」という。）第3の規定に準じて危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。
なお、本船の着岸及び荷役は、ガス濃度が同対策要綱第3の2の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、作業を行うこと。
- (4) 本船輸入の場合、同一輸入業者の貨物に限り、契約が異なる複数の現品を同一のハッチに混載できる。
- (5) 契約現品の検収書類提出においては、輸出国における全国レベル又は州レベルの商工会議所等が発行した原産国証明書等又は関税法（昭和29年法律第61号）第67条に基づく輸入申告に当たり税関に提出した書類の写しを添付すること。
- (6) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EPSPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。
なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書付録〇別表〇の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。
- (7) 契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。
- (8) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

食糧用輸入麦等（輸入区分Ⅲ：経済連携協定分（小麦・大麦））の販売に際しての条件

買受人（買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間

〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅲ：通常分及び経済連携協定分（小麦・大麦））の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

- (1) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
受付・見積書提出の時間 : 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

2 〇〇年度年間契約予定数量

食糧用小麦（通常分） : 〇〇 〇, 〇〇〇トン
〇〇産食糧用小麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン
食糧用大麦及びビール大麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン

3 〇〇年度第〇回契約予定数量

食糧用小麦（通常分及び〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇 〇, 〇〇〇トン
うち〇〇産食糧用小麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇 〇, 〇〇〇トン
食糧用大麦及びビール大麦（〇〇経済連携協定に基づくもの） : 〇〇, 〇〇〇トン
なお、食糧用小麦（通常分）については、買受資格者1者当たりの契約上限数量は〇〇, 〇〇〇 トンとする。

4 輸出国における船積期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで
（国庫債務負担行為の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日まで）

5 引渡期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで
（国庫債務負担行為の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、〇〇年〇〇月〇〇日まで）

6 特別売買契約申込予定書の提出日

〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時まで提出する。
なお、特別売買契約申込書の提出がない場合には、見積合せは行わないものとする。

7 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

8 契約条項を示す場所・日時

- (1) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
(2) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時から見積合せまでの間

9 経済連携協定分の優先採択

食糧用小麦における契約相手方の決定は、輸入区分Ⅲ（経済連携協定分）の契約

相手方を決定した後、輸入区分Ⅲ（通常分）の契約相手方を決定するものとする。

10 諾否の通知（申込数量と契約数量に変更が生じた場合）

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた者は、当該契約数量を承諾するか否かを、見積合せの結果の通知があった時点から、〇〇分以内に貿易業務課まで連絡すること。
- (2) 指定する時間内に諾否の連絡がない場合は、承諾しないものとみなし契約を締結しないこととする。

11 その他

- (1) 本通知に記載ない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。
- (2) 再度の見積合せは実施しない。
- (3) 本船輸入により輸入を行う場合、本船くん蒸は、原則禁止とする。
ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林省農政局長通知。以下「対策要綱」という。）第3の規定に準じて危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。
なお、本船の着岸及び荷役は、ガス濃度が同対策要綱第3の2の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、作業を行うこと。
- (4) 本船輸入の場合、同一輸入業者の貨物に限り、契約が異なる複数の現品を同一のハッチに混載できる。
- (5) 経済連携協定分の場合、契約現品の検収書類提出においては、輸出国における全国レベル又は州レベルの商工会議所等が発行した原産国証明書等又は関税法（昭和29年法律第61号）第67条に基づく輸入申告に当たり税関に提出した書類の写しを添付すること。
- (6) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EP SPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。
なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書付録〇別表〇の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。
- (7) 契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。
- (8) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

別 添

食糧用輸入麦等（輸入区分Ⅲ：通常分及び経済連携協定分（小麦・大麦））の販売に際しての条件

買受人（買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間

〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅲ：通常分（小麦））の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

- (1) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
受付・見積書提出の時間 : 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

2 〇〇年度年間契約予定数量

食糧用小麦 : 〇〇〇,〇〇〇トン

3 〇〇年度第〇回契約予定数量

食糧用小麦 : 〇〇, 〇〇〇トン
(うち買受資格者1者当たりの契約上限数量〇〇, 〇〇〇トン)

4 輸出国における船積期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで
(国庫債務負担行為の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日まで)

5 引渡期限

〇〇年〇〇月〇〇日まで
(国庫債務負担行為の場合は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、〇〇年〇〇月〇〇日まで)

6 特別売買契約申込予定書の提出日

〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時まで提出する。

7 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

8 契約条項を示す場所・日時

- (1) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
(2) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時から見積合せまでの間

9 諾否の通知（申込数量と契約数量に変更が生じた場合）

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた者は、当該契約数量を承諾するか否かを、見積合せの結果の通知があった時点から、〇〇分以内に貿易業務課まで連絡すること。
(2) 指定する時間内に諾否の連絡がない場合は、承諾しないものとみなし契約を締結しないこととする。

10 その他

- (1) 本通知に記載ない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」による。
(2) 再度の見積合せは実施しない。
(3) 本船輸入により輸入を行う場合、本船くん蒸は、原則禁止とする。

ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農林省農政局長通知。以下「対策要綱」という。）第3の規定に準じて危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。

なお、本船の着岸及び荷役は、ガス濃度が同対策要綱第3の2の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、作業を行うこと。

- (4) 本船輸入の場合、同一輸入業者の貨物に限り、契約が異なる複数の現品を同一のハッチに混載できる。
- (5) アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EPSPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。

なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、食糧用輸入麦等の特別売買契約書付録○別表○の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。

- (6) 契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。
- (7) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

別 添

食糧用輸入麦等（輸入区分Ⅲ：通常分）の販売に際して の条件

買受人（買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた食糧用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間

〇〇年度第〇回食糧用輸入麦等の特別売買契約（輸入区分Ⅲ：経済連携協定分（麦加工品・調製品））の見積合せの実施について

1 見積合せの日時、場所

- (1) 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)
受付・見積書提出の時間 : 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
(2) 場 所 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

2 〇〇年度年間契約予定数量

① CPTPP経済連携協定分

- 小麦粉等*¹（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
小麦製品*²（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
大麦粉等*³（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
大麦製品*⁴（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン

② 日EU経済連携協定分及び日英経済連携協定分

- 小麦粉等*¹（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇，〇〇〇 トン
小麦製品*²、*⁵（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇〇〇 トン
大麦粉等*³（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇〇〇 トン
大麦製品*⁴、*⁵（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇〇〇 トン

*¹ 小麦粉等は、関税分類番号 110100011、110100091、110290210、110311010、110319210、110320110、110320510、110419111、110419121、110429111、110429121、110811010、190120131、190120151、190190151 及び190190171 に該当する品名である。

*² 小麦製品は、関税分類番号 190410221、190420221、190430010、190490210 及び210690214に該当する品名である。

*³ 大麦粉等は、関税分類番号 110290110、110319110、110320410、110419410、110429410 及び 190410231に該当する品名である。

*⁴ 大麦製品は、関税分類番号 190120141、190190161、190420231、190490310 及び210690216に該当する品名である。

*⁵ 日EU経済連携協定分及び日英経済連携協定分のうち小麦製品又は大麦製品については、欧州連合の原産品とされる小麦製品又は大麦製品に残滓が生じる場合を想定し、英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品による申込みを認める。

3 〇〇年度第〇回契約予定数量

(1) 契約予定数量

① CPTPP経済連携協定分

- 小麦粉等（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
小麦製品（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
大麦粉等（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
大麦製品（CPTPP経済連携協定に基づくもの）：〇〇，〇〇〇 トン
計 〇〇，〇〇〇 トン

② 日EU経済連携協定分及び日英経済連携協定分

- 小麦粉等（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇，〇〇〇 トン
小麦製品*¹（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇〇〇 トン
大麦粉等（日EU経済連携協定に基づくもの）：〇〇〇 トン

大麦製品* 1（日EU経済連携協定に基づくもの）： ○○○ トン
計 ○, ○○○ トン

* 1 日EU経済連携協定分及び日英経済連携協定分のうち小麦製品又は大麦製品については、欧州連合の原産品とされる小麦製品又は大麦製品に残枠が生じる場合を想定し、英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品による申込みを認める。

(2) 枠の配分

(1) の契約予定数量は別添 1 に記載の区分ごとに配分する。

4 輸出国における船積期限

○○年○○月○○日まで

（国庫債務負担行為の場合は、○○年○○月○○日まで）

ただし、3 の(1)の②において英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品の申込みを行う場合は、○○年○○月○○日まで

5 引渡期限

○○年○○月○○日まで

（国庫債務負担行為の場合は、○○年○○月○○日以降、○○年○○月○○日まで）ただし、

3 の(1)の②において英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品の申込みを行う場合は、○○年○○月○○日まで

6 特別売買契約申込予定書の提出日

○○年○○月○○日（○）○○時までに提出する。

なお、特別売買契約申込予定書の提出がない場合には、見積合せは行わないものとする。

7 契約の締結

落札者は、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、食糧用輸入麦等の特別売買契約書を作成し、契約を締結する。

8 契約条項を示す場所・日時

(1) 場 所：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

(2) 日 時：○○年○○月○○日（○）○○時から見積合せまでの間

9 日EU経済連携協定分及び日英経済連携協定分のうち小麦製品又は大麦製品の採択手順

日EU経済連携協定分及び日英経済連携協定分のうち小麦製品又は大麦製品の見積合せにおいて英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品の申込みがあった場合は、欧州連合の原産品とされる小麦製品又は大麦製品に係る契約相手方を決定した後、3 の(1)の②に定める契約予定数量に残枠が生じた場合に限り、当該残枠を上限として、英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品に係る契約相手方を決定するものとする。

10 諾否の通知（申込数量と契約数量に変更が生じた場合）

(1) 農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた者は、当該契約数量を承諾するか否かを、見積合せの結果の通知があった時点から、○○分以内に貿易業務課まで連絡すること。

(2) 指定する時間内に諾否の連絡がない場合は、承諾しないものとみなし、契約を締結しないこととする。

11 その他

(1) 本通知に記載のない事項は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」によ

- る。
- (2) 再度の見積合せは、○回まで実施する。ただし、1回目（初度）の見積合せにおいて諾否の通知を行った場合は、再度の見積合せは実施しない。
 - (3) 契約現品を製造した輸出国の工場が、食品衛生法上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下「HACCP」という。）の施設認定を取得していることを推奨する。なお、検収書類提出の際は、契約現品を製造した輸出国の工場がHACCPの認定を取得している場合は、これを証する書類の写しを添付すること。
 - (4) 契約現品の検収書類提出においては、輸出国における全国レベル又は州レベルの商工会議所等が発行した原産国証明書等又は関税法（昭和29年法律第61号）第67条に基づく輸入申告に当たり税関に提出した書類の写しを添付すること。
また、食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書と併せて提出した事前教示回答書の写しを添付すること。
 - (5) 契約者は、別添2のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。
 - (6) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

麦加工品・調製品の各区分分類表

種 類	区分名	該当する関税分類番号
小麦粉等	区分A	110100091、110290210、110311010、110319210、110320110、110320510、 110429111、110429121、190120131、190190151
	区分B	110419111、110419121
	区分C	110811010、190120151、190190171
	区分D	*110100011
小麦製品	—	190410221、190420221、190430010、190490210、210690214
大麦粉等	区分A	110290110、110319110、110320410
	区分B	110419410
	区分C	110429410
	区分D	190410231
大麦製品	区分A	190120141、190190161
	区分B	190420231、190490310、210690216

※ 関税分類番号 110100011の用途については、グルタミン酸ソーダ製造用のもの
(税関の監督の下でグルタミン酸ソーダ製造用の原料として使用するものに限る。)

別添2

食糧用輸入麦等（輸入区分Ⅲ：経済連携協定分（麦加工品・調製品））の販売に際しての条件

買受人（買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた麦加工品・調製品について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

買受資格者
(代理人) _____

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書 (輸入区分○)

年 月実施予定の輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて、
申込希望数量は下記のとおりですので、その旨を申し出ます。

記

【麦 用】

申込希望銘柄 (種類・産地・銘柄)	数量 (M/T)	輸入予定港	輸入方式 (本船輸入又はコンテナ 輸入) ※輸入区分Ⅲのみ記入	備考
計				

- (注) 1 輸入区分 (輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ又は輸入区分Ⅲ) ごとに別葉とすること。
2 輸入区分Ⅲによる場合は、輸入方式 (本船輸入又はコンテナ輸入) を記入すること。
3 共同入札を予定している場合は、その旨を備考欄に記入すること。
4 当該見積合せを実施する月の前月の20日までに提出すること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

買受資格者
(代理人) _____

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書 (輸入区分Ⅲ)

年 月実施予定の輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、
申込希望数量は下記のとおりですので、その旨を申し出ます。

記

【麦加工品・調製品用】

関税分類番号	品名	産地	数量 (M/T)	備考
計				

- (注) 1 当該見積合せを実施する月の前月の10日までに提出すること。
2 商品名等を備考欄に記入すること。
3 税関からの関税分類及び原産地に係る事前教示に関する回答書を添付すること。
4 輸入方式はコンテナ輸入のみとする。

様式4-I-2 (その1)

(1)

区分	新規	更新
----	----	----

※受付番号				
-------	--	--	--	--

輸入米麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書

年度において、貴省で行われる輸入____の特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、輸出入関係諸法令*¹又は米穀・麦の流通に関する法令*²の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70号各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 輸出入関係諸法令、米穀・麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から特別売買契約に係る輸入資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名（役職） (氏名)

担当者氏名

電話番号

FAX番号

希望する契約の種類

1 米穀 WTO・SBS枠により輸入しようとする場合	2 米穀等 CPTPP・国別枠により輸入しようとする場合	3 麦 船舶にばら積みする方法により輸入しようとする場合	4 麦 国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合	5 麦加工品・調製品 国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合
-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	--

備 考

- (注) 1 区分については、該当する項目（新規又は更新）を○で囲むこと。
2 ※欄については、記載しないこと。
3 下線部は希望する契約の種類に応じて「米穀等」又は「麦等」を記入すること。
4 希望する契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこと。

*1 輸出入関係諸法令とは、関税法（昭和29年法律第61号）、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

*2 米穀・麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式4-I-2(その2)

(2)

※ 受付番号				
--------	--	--	--	--

輸 出 入 実 績 表

(単位：トン)

		輸 出 国	仕 向 先 国	3年前の実績	2年前の実績	前年の実績	直近3か年平均実績
輸 入	政府 輸入						/
	民間 輸入						
輸 出	政府 輸出						
	民間 輸出						
3 国 間 貿 易							
合 計							

(注) 1 米穀等又は麦等の輸出入の実績を証する書類(例えば、輸出国の公的機関が発行した輸出数量証明等)を本船毎、仕向け先国別にまとめて添付する。
 2 契約の種類が「米穀」の場合にあっては、米穀のみの実績を、「米穀等」の場合は、米穀と米穀の加工品・調製品の別が分かるように記載すること。

様式4-I-2(その3)

(3) ※受付番号

経営概況表

区分	直前決算時 (千円)	剰余(欠損) 金処分(千円)	決算後の増減額 (千円)	合計 (千円)																
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10							
自己資本額	① (うち外国資本) 払込資本金																			
	② 準備金・積立金																			
	③ 次期繰越利益(欠損)金																			
	④ 計																			

外資状況	1 外国籍会社 [国名:]
	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)
	3 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)

経営状況	流動比率	流動資産 (千円)	流動負債 (千円)	× 100 =					%
------	------	-----------	-----------	---------	--	--	--	--	---

営業年数等	① 創業 年 月 日	② 休業又は転(廃)業の期間 年 月 日から 年 月 日	③ 現組織への変更 年 月 日	④ 営業年数(年)
-------	---------------	---------------------------------	--------------------	-----------

常勤職員の数(人)					
うち役員等数					

設備の額(千円)	①機械装置類					②運搬具類					③工具その他					④合計				
主要設備の規模																				

※審査結果

業種区分	実績高	資本額	流動比率	職員数	営業年数	設備の額			総合数値	等級	順位

様式4-I-2(その4)

(4) ※受付番号

本 支 店 等 一 覧 表

本支店等 区 分	本 支 店 等 名 称	所 在 地	電 話 番 号 ファクシミリ番号	添付確認書類
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		
		郵便番号		

(注) 国内、海外に区分して別葉にて記載し、その所在が確認できる書類を添付すること。

様式4-I-2(その5)

(5)

※受付番号				
-------	--	--	--	--

本支店等において 1. 米穀 | 2. 米穀等 | 3. 麦 | 4. 麦加工品・調製品 の輸出入の業務に従事する役職員の業務経歴

本支店等名	役職	氏名	業 務 経 歴					添付証明書類
			勤務地	従事期間	取扱品目	取扱数量	役職	

- (注) 1 米穀等又は麦等の輸出入の業務に従事する役職員の業務経歴を証明する書類(例えば、人事証明書等)を添付すること。
 2 国内、海外及び米穀、麦に区分して別葉にて記載し、その所在が確認できる書類を添付すること。
 3 該当する項目(米穀、米穀等、麦又は麦加工・調製品)の番号を○で囲むこと。

名称等の公表に関する同意書

輸入麦等の特別売買契約に係る輸入資格者（有資格者）となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、輸入麦等の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、輸入資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

番 号

年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された輸入麦等の特別売買契約 に係る輸入資格の審査について、審査の結果、輸入麦等の特別売買契約に係る輸入資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が輸入麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

有効期限 年 月 日まで

※下線部については契約の種類を記載。

番 号

年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された輸入麦等の特別売買契約 に係る輸入資格の審査について、審査の結果、輸入麦等の特別売買契約に係る輸入資格を有すると認められませんでしたので、通知します。

理由：

※下線部については契約の種類を記載。

輸入米麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の
 交付年月日・番号
 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

年 月 日
 農産第 号

このことについて、下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

3 契約の種類

1 米穀 WTO・SBS枠により輸入しようとする場合	2 米穀等 CPTPP・国別枠により輸入しようとする場合	3 麦 船舶にばら積みする方法により輸入しようとする場合	4 麦 国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合	5 麦加工品・調製品 国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合
-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	--

- (注) 1 本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に記載すること。
 2 希望する契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこと。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資 格 取 消 等 事 由 報 告 書

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

このことについて、下記のとおり資格取消（停止）事由が発生しましたので、報告します。

記

- 1 発生年月日 年 月 日
- 2 発 生 者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名
- 3 契約の種類
- 4 取消（停止）事由発生時の経営規模及び経営状態
- 5 当該年度における契約の実績 件 万円
- 6 該当条項及びその事実の詳細（別紙）
- 7 報告に係る事項についての発生者の説明（別紙）

番 号
年 月 日

資 格 停 止 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号
年 月 日

資 格 取 消 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により有資格者として登録されましたが、今回 の理由により、輸入麦等の特別売買契約に係る輸入資格を取り消します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書 (輸入区分○)

年 月実施予定の輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて、下記のとおり申込みを行う予定ですので、その旨を申し出ます。

記

【 表 用 】

連名により申込みを行う 買受申込資格者の名称と 代表者名	申込希望銘柄 (種類、産地、銘柄)	数量 (M/T)	輸入方式 (本 船輸入又はコン テナ輸入) ※輸入区分Ⅲ のみ記入	輸入 予定港	備考
計					

- (注) 1 輸入区分 (輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ又は輸入区分Ⅲ) ごと、申込希望銘柄ごとに別葉とすること。
 2 輸入区分Ⅲによる場合は、輸入方式 (本船輸入又はコンテナ輸入) を記入すること。
 3 備考欄は、輸出国穀物輸出業者 (シッパー) 名、当該業者連絡窓口担当部署・氏名、電話番号等を記入すること。
 4 共同入札を予定している場合は、その旨を備考欄に記入すること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書 (輸入区分Ⅲ)

年 月実施予定の輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、下記のとおり申込みを行う予定ですので、その旨を申し出ます。

記

【麦加工品・調製品用】

連名により申込みを行う 買受申込資格者の名称と 代表者名	関税分類番号及び 品名	産 地	数 量 (M/T)	輸 入 予定港	備 考
計	/				

(注) 積出港、輸出国輸出業者 (シッパー) 名を備考欄に記入すること。

整理番号	
------	--

食糧用輸入麦等の特別売買申込書 (輸入区分 I)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契 約 担 当 官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて申し込みます。

記

種 類	産 地	銘 柄

品位	その他の品位 ()
----	------------

※ その他の品位は複数設定することができる。

輸入予定港	
-------	--

買受目的	
------	--

※ 買受目的欄は、製粉用、精麦用、醤油用等具体的用途を記入すること。

特別売買 申込数量(M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)	売買差額 (円/M/T)

※ 共同申込の場合は、買受申込者の申込数量の合計が特別売買申込数量となる。

売渡申込者
住 所
会 社 名
代表者氏名

様式4-I-8 (その1) (裏面)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

整理番号	
------	--

食糧用輸入麦等の特別売買申込書 (輸入区分Ⅱ)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契 約 担 当 官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて申し込みます。

記

種 類	産 地	銘 柄

品 位	その他の品位 ()
-----	------------

※ 品位欄は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第2の三又は第2の四に掲げる項目について売渡申込者と買受申込者が協議し決定した条件を記載するほか、別途、売渡申込者と買受申込者が協議し決定した品質に関する条件を記載すること。

※ その他の品位は複数設定することができる。

輸入予定港	
-------	--

買受目的	
------	--

※ 買受目的欄は、製粉用、精麦用、醤油用等具体的用途を記入すること。

特別売買 申込数量(M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)	売買差額 (円/M/T)

※ 共同申込の場合は、買受申込者の申込数量の合計が特別売買申込数量となる。

売渡申込者
住 所 会 社 名 代表者氏名

様式4-I-8 (その2) (裏面)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

様式4-I-8 (その3) (裏面)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

整理番号	
------	--

食糧用輸入麦等の特別売買申込書 (輸入区分Ⅲ (麦加工品・調製品))

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契 約 担 当 官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて申し込みます。

記

区 分	関税分類番号	品 名	産 地

品 位	
-----	--

※ 品位欄は、別途、売渡申込者と買受申込者が協議し決定した品質に関する条件を記載すること。

輸入方式	
------	--

輸入予定港	
-------	--

特別売買 申込数量(M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)	売買差額 (円/M/T)

売渡申込者
住 所 会 社 名 代表者氏名

様式4-I-8 (その4) (裏面)

買受申込者	
住 所	
会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

輸入麦等積来船動向報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長 殿

買受人担当者 殿

契約者名
 所在地
 代表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類（銘柄又は品名）	
特別売買契約番号	（ ）	契約数量	
船積期限		B/L数量	

2. 積来船名・積地情報

積 来 船 名	積 地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	入港予定日	内航船	陸送	No.	バース名	保管場所		買受人名	引渡予定数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

(注1) 入港予定日が決定していない場合は、「入港予定日」は空欄とする。
 (注2) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

輸入麦等配船予定報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長 殿

 買受人担当者 殿

契約者名
 所在地
 代表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類（銘柄又は品名）	
特別売買契約番号	（ ）	契約数量	
船積期限		B/L数量	

2. 積来船名・積地情報

積 来 船 名	積 地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	入港予定日	内航船	陸送	No.	バース名	保管場所		買受人名	引渡予定数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

(注1) 港内のバースへの配船順位をNo. に記載する。

(注2) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

荷役計画書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 支出負担行為担当官
 契約担当官
 農林水産省農産局長 殿

 買受人担当者 殿

契約者名
 所在地
 代表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類（銘柄）	
特別売買契約番号	（ ）	契約数量	
船積期限		B/L数量	

2. 積来船名・積地情報

積 来 船 名	積 地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	各バースへの 入港予定日	内 航 船	陸 送	No.	バース名	保管場所		買受人名	引渡予定 数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

(注1) 各バースへの入港予定日を記載し、バースへの配船順位をNo.に記載する。

(注2) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

荷捌計画書（記載例）

年 月 日

殿

契約者名
所在地
代表者氏名

- 1. 本船名
- 2. 船会社名
- 3. 輸出港
- 4. 出港日
- 5. 輸入港
- 6. 入港日時
- 7. 係留場所
- 8. 植物検疫
- 9. DON検査
- 10. 品目、産地、銘柄
- 11. 契約年月日、契約番号、契約数量、B/L数量、当該港揚数量
- 12. 先港、後港等の情報
- 13. 関係者

	業者名	担当者	連絡先電話番号
商社			
	(連絡責任者：		電話番号：)

 - 元受業者
 - 船内荷役業者
 - 通関業者
 - 検査業者
 - 検量業者
 - 検数業者
 - 舛元業者
 - 貿易業務課
 - 税関
 - 検疫所
 - 植物防疫所
- 14. 本船積付状況
- 15. 保管場所
- 16. 沿岸荷役予定
- 17. 船内荷役予定

輸入業者		契約番号	() 第	号
------	--	------	-------	---

検 査 調 書

年 月 日

農林水産省農産局農産政策部長 殿

検収官

下記物品、会計法による検査を終了しました。

本船名	入 港 年月日	品目	産地	産年	種 類 別 産 地 銘 柄、型銘柄又 は品名		数 量		備考	
					元 地 補 充 別	種 類 銘 柄	一 枚 当 重 量	正 味 重 量		個 数
合 計										

食糧用輸入麦等引渡書

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入麦等を引き渡します。

契約年月日	年 月 日
契約番号	売契麦 () 第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	年 月 日
品 目	
産 地	
銘柄又は品名	

引渡場所	品位等		数量 kg	単価 円/ト	金額		備考
	等級	判定			円		
合 計							

本契約に基づき輸入港に到着した現品について、買入対象外麦等が（あった、なかった）ことをお知らせします。

現品領収証

No.

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品を受領しました。

年 月 日
食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産〇〇官

別添

食糧用輸入麦等引渡書及び現品領収証（様式4-I-14）の記入方法

1 作成部数

部数は、正（本符）1部及び写し1部とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

正1部は現品領収証として契約者に交付し、写し1部は農産局農産政策部貿易業務課の控えとする。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	品目	品目コード表の品目名を記入すること。
イ	産地銘柄又は品名	特別売買契約書の付録に定める産地に加え、麦を輸入する場合は銘柄、麦加工品・調製品を輸入する場合は品名を記入すること。
ウ	引渡場所	引渡し又は保管場所を記入すること。
エ	等級、判定	検査証明書の決定等級を記入すること。 品位及び成分(特別売買契約に係る食糧小麦に限る。)については、契約条件に対する適、不適の別を記入すること。また、成分については、成分検査証明書の結果欄により判定する。 なお、麦加工品・調製品については空欄とする。
オ	数量	物品預り証の引渡場所別の数量により記入すること。
カ	単価	引渡物品のトン当りの単価を記入すること。 なお、当該単価が契約単価と異なるときは、その算定の明細を別紙に「適用価格算出明細」として添付すること。
キ	金額	(ア) 消費税等相当額を加算する前の金額については、食糧用輸入麦等引渡書に計を設けて次により加算すること。 a 日別に作成する場合は、数量に単価を乗じて記入し、計において円未満の金額を切り捨ての上、記入すること。 b 各欄別の金額は、厘以下を切り捨て、銭位にとどめること。 なお、引渡場所が異なる場合でも、単価が同一のときは、欄ごとの金額を算出しないで、小計をとり、一括算出記入して差し支えない。

		<p>(イ) 消費税等相当額については、「引渡場所」欄に「消費税等相当額」と()書記入し、(ア)で算出した金額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を「金額」欄に記入すること。</p> <p>(ウ) (ア)と(イ)を合算した金額を最末尾欄に合計として記入すること。</p>
ク	その他	<p>(ア) 食糧用輸入麦等引渡書に余白を生じたときは、右上より斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。</p> <p>(イ) 食糧用輸入麦等引渡書の欄外に買入対象外麦の有無を記入すること。</p>
ケ	No.	年度ごとに一連番号とすること。

港湾荷役経費集計表

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入表に係る港湾荷役経費は、次のとおりです。

契約年月日	年 月 日
契約番号	売契麦（ ）第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	年 月 日
銘 柄	

引渡港名	数量	金額	備考
	kg	円	
合 計			

港湾荷役経費確認証

No.

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品に係る港湾荷役経費として、上記金額を確認しました。

年 月 日
食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産〇〇官

別添

港湾荷役経費集計表及び港湾荷役経費確認証（様式4-I-15）の記入方法

1 作成部数

部数は、食糧用輸入麦等引渡書と同様とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	数量	港湾荷役経費明細書（様式4-I-16）の形態別加算費用の接岸取及びはしけ取の計の欄の数量を記入すること。
イ	金額	(ア) 引渡港、ばら物、袋物別各々一葉の港湾荷役経費明細書（様式4-I-16）の「端数計算法による金額」の欄の金額を記入し、この金額（はしけ回送等の理由により、二葉以上の明細書を添付した場合には、各々の「端数計算法による金額」欄の金額を合算した金額。以下「課税標準額」という。）に消費税等相当額を加算した金額を最末尾欄に記入すること。 (イ) 消費税等相当額については、港湾荷役経費集計表の「引渡港名」欄に「消費税等相当額」と（ ）書で記入し、(ア)の課税標準額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を「金額」欄に記入すること。
ウ	その他	港湾荷役経費集計表に余白を生じたときは、右上から斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。

港湾荷役経費明細書

売契表()第 号 積来船名 引渡港名 銘柄

項 目		数 量	単 価	金 額	備 考
形態別 加算費用	接引渡場所名	kg	円	円	
	岸記号				
	は港名	バース名			
	し				
	け取				
計					
加算 諸費用	土曜荷役割増料金				
	待機料				
	くん蒸薬品代等				
	海上運送費				
	検査手数料				
	正常粒率検査費用				
	品質試験料				
	残農等分析費(船積時)				
	残農分析費(サベイング)				
	計				
合計					
端数計算法による金額				00	

(以下略)

注：加算諸費用欄に記載されている項目で、不必要な項目は削除すること。

別添

港湾荷役経費明細書（様式4-I-16）の記入方法

1 作成部数

部数は、食糧用輸入麦等引渡書と同様とし、契約別、積来船別、引渡港別及び銘柄別に別葉に作成する。

2 作成方法

記載項目		作成要領
ア	接岸取 引渡場所名	那覇港で引渡しを行った場合は、現品を那覇港へ搬送するために付録2第1のIの2の積替え作業を行った港名を記入すること。
	はしけ取 港名・バース名	那覇港以外の港においてははしけ取りを行った場合は、現品を当該港へ搬送するために積替え作業を行った港名・バース名を記入すること。
イ	金額	各最小項目ごとに厘位以下を切り捨て銭位にとどめること。

現 品 買 受 申 出 書

年 月 日

食料安定供給特別会計
 契約担当官
 歳入徴収官
 農林水産省農産局長 殿

買受人名
 (代理人名)

食糧用輸入麦等の特別売買契約書第〇条に基づき、輸入麦等の買受けを下記のとおり申し出ます。

記

特別売買契約番号:

契約年月日 : 年 月 日

積来船名	輸入港名	検収場所		産地国銘柄	買受数量 (単位:kg)	契約単価 (円/トン)	代 金	備 考
		倉庫名	倉所名					
小 計	—	—	—	—		—		—
消 費 税	—	—	—	—	—	—		—
合 計	—	—	—	—		—		—

(注) 1. 買受数量欄には検収予定通知書の検収予定数量と同量の値を記入すること。

2. 分割履行の場合は、備考欄に分割履行番号を記入すること。

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書 (麦用)

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者
電話番号

食糧用特別売買麦等の買受けを行うことについて、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第4章のI第3の3の(2)のアの規定に基づき、買受資格の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、麦の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から買受資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 当組合（連合会）に所属する構成員の需要に基づいて買い受けた輸入麦は、当該構成員に対し供給すること。

※1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

種 類			
買受目的 (用途)			
工場所在地			
原料麦の 処理能力	トン/月	輸入麦の年間買受 見込数量(うち、 食糧用特別売買麦)	(トン トン)
備 考			

- (注) 1 種類欄は、麦の種類（食糧小麦、食糧大麦（はだか麦を含む。）又はビール大麦の別）を記入すること。
- 2 買受目的（用途）欄は、製粉用、味噌用、醤油用等具体的用途を記入すること。
- 3 申請の際には、法人にあっては、登記簿及び定款の写しを添付するものとする。
- 4 申請者が団体の場合は、所属構成員別の明細書を添付すること。
また、原料麦の処理能力、輸入麦の年間買受見込数量欄には、所属構成員の能力及び買受見込数量の合計を記入すること。
- 5 必要に応じて製造する製品に関する資料を添付すること。
- 6 前頁記の4については、申請者が団体の場合のみ記入すること。

年 月 日

工場等設備状況報告書

農林水産省農産局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日現在における工場の所在地、設備状況及び加工能力等について下記のとおり報告します。

記

1 所在地

2 従業員数

(1) 役 人
(2) 従業 人 (うち加工(製造)従事者 人)

3 土地建物

敷地	事務所	工場	倉庫等
m ²	m ²	m ²	m ²

4 機械設備状況

種類	形式、大きさ、能力	台数

5 加工能力

(1) 直近1年間の実績

① 年間実績 (年 月 日 ~ 年 月)

製品		原料	
製品名	製品出来高	原料名	原料使用量
	トﾝ		トﾝ
	トﾝ		トﾝ

② 月々製造割合

年	月											計
		原料	麦	使用	量							

(2) 今後の計画

① 年間加工計画 (年 月 日 ~ 年 月)

製品		原料	
製品名	製品出来高	原料名	原料使用量
	トﾝ		トﾝ
	トﾝ		トﾝ

② 月別加工計画 (概算)

年	月											計
		原料	麦	使用	量							

(注) 月別については、事業年度を記載の上、年間計に対する月別比率を記載すること。

年 月 日

誓 約 書

農林水産省農産局長 殿

輸入麦等の特別売買契約に係る麦の買受資格者（の共同購入者）^{※1}となるに当たって、麦の流通に関する法令^{※2}を遵守し、食糧用輸入麦を適正に使用することを誓約します。

所 在 地：

商号又は名称：

代 表 者：

※1 団体の共同購入者の場合は、「買受資格者」の後に「の共同購入者」を加えること。

※2 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

名称等の公表に関する同意書

輸入麦等の特別売買契約に係る麦の買受資格者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、輸入麦等の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、買受資格の取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地：

商号又は名称：

代表者：

電話番号：

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書 (麦加工品・調製品用)

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所:

商号又は名称:

代表者氏名:

食糧用特別売買麦等の買受けを行うことについて、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第4章のI第3の3の(3)のウの規定に基づき、麦加工品・調製品に係る買受資格の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、麦の流通に関する法令^{※1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 当組合（連合会）に所属する構成員の需要に基づいて買い受けた輸入麦は、当該構成員に対し供給すること。

※1 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

種 類	
買受目的 (用途)	限定なし ()
取扱数量	トン (前年度 トン)
自己資本額	万円

- (注) 1 種類欄は、小麦粉等、小麦製品、大麦粉等、大麦製品を記入すること。
- 2 買受目的(用途)欄は、具体的な使用目的を()書きで記入すること。
- 3 申請の際には、法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本及び財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)を添付するものとする。
- 4 申請者が団体の場合は、所属構成員の名簿を添付すること。
- 5 麦加工品・調製品の取扱数量確認書及びその他審査に必要と認める書類を添付すること。
- 6 前頁記の4については、申請者が団体の場合のみ記入すること。

麦加工品・調製品の取扱数量確認書

麦加工品・調製品の取扱数量について、確認書類^{※1}を添えて、以下のとおり報告します。

1 年度^{※2}麦加工品・調製品の取扱数量

(1) 取扱数量実績

_____ トン (4月1日～ 月 日分)

(2) 取扱見込数量^{※3}

_____ トン (月 日～3月31日分)

(3) 実績及び見込の合計

_____ トン (4月1日～3月31日分)

2 年度^{※4}麦加工品・調製品の取扱数量

_____ トン

-
- ※1 確認書類として、台帳や契約書等の写しを添付すること。
 - ※2 申請日の属する年度とすること。
 - ※3 引取先との書面による契約により取扱いが確実と見込まれる数量を記載すること。
 - ※4 申請日の属する年度の前年度とすること。

年 月 日

誓 約 書

農林水産省農産局長 殿

輸入麦等の特別売買契約に係る麦加工品・調製品の買受資格者（の共同購入者）^{※1}となるに当たって、麦の流通に関する法令^{※2}を遵守し、麦加工品・調製品を適正に使用することを誓約します。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

※1 組合等の共同購入者の場合は、「買受資格者」の後に「の共同購入者」を加えること。

※2 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

名称等の公表に関する同意書

輸入麦等の特別売買契約に係る麦加工品・調製品の買受資格者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、輸入麦等の特別売買契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、買受資格の取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

電話番号 :

番 号
年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された食糧用特別売買麦等買受資格の審査について、審査の結果、下記の食糧用特別売買麦等買受資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名若しくは電話番号等連絡先に変更があった場合又は経営の状態が食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

記

- 1 種類
- 2 買受目的

番 号

年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された食糧用特別売買麦等買受資格の審査について、審査の結果、食糧用特別売買麦等買受資格を有すると認められませんでしたので、通知します。

理由：

食糧用特別売買麦等買受資格変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者電
話番号

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第4章のI第3の5の(2)のAの規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

なお、届出者（代表者、代理人及び役員を含む。）は、麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないことを誓約します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

- (注) 1 合併又は分割の場合には、合併又は分割契約書（新設分割の場合は計画書）、定款等を添付するものとする。
- 2 法人にあっては、登記終了後、速やかに登記簿謄本を提出するものとする。

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

買受資格停止通知書

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により買受資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

食糧用特別売買麦等買受資格取消通知書

この度、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第4章のI第3の6の(2)の規定により、下記のとおり食糧用特別売買麦等の買受資格の取消しを行うこととしたので通知する。

記

買受資格取消しの理由

（備考）

買受資格の取消しに該当する事実について、発生日時、概要等を記載する。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

諾 否 通 知 書

年 月 日実施の食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、
下記のとおり通知します。

記

1. 以下の契約内容について 承諾します ・ 承諾しません

2. 契約内容

①種 類	食糧小麦又は食糧大麦
②産 地	
③銘 柄	
④特別売買申込数量	トン
⑤変更後の契約数量	トン
⑥買受申込者名及び 契約数量	

(注) 1. 上記契約内容 (①～⑥) については、農産局長が記入する。

2. 共同申込の場合は、買受資格者の申込数量の合計が④特別売買申込数量となる。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

諾 否 通 知 書

年 月 日実施の食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、
下記のとおり通知します。

記

1. 以下の契約内容について 承諾します ・ 承諾しません

2. 契約内容

①関税分類番号	
②品 名	
③産 地	
④特別売買申込数量	トン
⑤変更後の契約数量	トン
⑥買受申込者名及び 契約数量	

(注) 上記契約内容 (①～⑥) については、農産局長が記入する。

委任状

年 月 日

食料安定供給特別会計
契約担当官
農林水産省農産局長 殿

〔委任者〕
所在地
名称
代表者役職
氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 委任期間

年 月 日から 年 月 日

(ただし、この委任期間内に締結した契約に係る債務及び約定事項の履行については、この委任期間経過後もなお効力を有するものとする。)

2 委任事項

- (1) 食糧用特別 売買麦等の買受けに係る納入 告知書の受領に関する件
- (2) 食糧用特別 売買麦等の買受けに係る買受 代金の納入に関する件
- (3) 食糧用特別 売買麦等の買受けに係る荷渡 指図書受領に関する件

〔受任者〕
所在地
名称
代表者役職
氏名

食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引

－ 商社・実需者配布用 －

農産局農産政策部貿易業務課

目 次

第1	資格の停止又は取消し	101
第2	希望数量申請書の提出	101
第3	見積合せの実施に係る通知	101
1	通知する事項	102
2	その他通知事項	102
第4	特別売買申込予定書の提出	102
1	予定書の提出	102
2	予定数量の変更	102
第5	見積合せの条件	102
第6	見積合せの実施	103
1	申込書の提出	103
2	申込書の無効	103
3	公正な契約申込みの確保	104
4	異議の申し立て	104
第7	再度見積合せ等	104
第8	見積合せによる契約相手方の決定	105
第9	見積合せの結果の通知	106
第10	諾否の通知	106
第11	特別売買契約の締結	106
1	契約書の作成	106
2	契約の成立	106
3	契約書の送付	106
第12	システムへの加入	107

食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引

食糧用輸入麦等の特別売買契約の見積合せは、次により実施するものとする。

第1 資格の停止又は取消し

- 1 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、有資格者又は買受資格者が輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第4章Ⅰ第3の6に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、資格の停止又は取消しを行うことができる。
- 2 有資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、当該有資格者及び地方農政局長等に通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の商号又は名称を農林水産省ホームページにおいて公表する。

第2 希望数量申請書の提出

- (1) 特別売買契約の申込みを行おうとする買受資格者（以下「申込予定買受者」という。）は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書（輸入区分〇）」（様式1（その1、その2））（以下「申請書」という。）を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）に提出する。なお、提出期限は以下のとおりとする。
 - ア 輸入区分Ⅲ（経済連携協定分（麦加工品・調製品））の場合は、見積合せを実施する月の前月10日まで
 - イ 輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ及び輸入区分Ⅲ（通常分及び経済連携協定分（小麦・大麦））の場合は、見積合せを実施する月の前月20日までなお、輸入区分Ⅲにおいて、以下の銘柄に関する申請書は提出を省略できるものとする。省略が可能な銘柄は以下のとおり。アメリカ産（ダーク）・ノーザン・スプリング[®]、アメリカ産ノーザン・スプリング[®]、アメリカ産 ハート・レット[®]・ウィンター（セミハート[®]）、アメリカ産ウェスタン・ホワイト、カナダ産ウェスタン・レット[®]・スプリング（1CW）、オーストラリア産スタンダート[®]・ホワイト
- (2) 輸入区分Ⅲ（経済連携協定分（麦加工品・調製品））の場合は、(1)の申請書に加え、税関から交付された又は送達された申込みを予定している現品に係る関税分類及び原産地に関する事前教示回答書（以下「事前教示回答書」という。）の写しを提出する。なお、原則として、事前教示回答書に記載されている有効期限が当該見積合せにおける現品の引渡期限以上のものに限る。

⇒食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書（輸入区分〇）（様式1（その1、その2））
・・・P104, 105

第3 見積合せの実施に係る通知

農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）は、原則として、見積合せを実施する日の14日前までに輸入区分ごとに、以下の事項を通知する。

1 通知する事項

- (1) 契約予定数量等見積合せに関する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 見積合せの実施場所及び日時
- (4) 第4の特別売買申込予定書の提出に関する事項
- (5) その他必要事項

2 その他通知事項

1の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 当該見積合せに参加する資格のない者の行った申込み及び見積合せ条件に違反した申込みは、無効とすること（予決令第76条）
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること（契約事務取扱規則第11条）
- (3) 電子入札システム^{*1}により実施する見積合せ（以下「電子見積合せ」という。）の場合は、その旨
- (4) 政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け20総合第2065号総合食料局長通知）第5の5又は6に基づき、電子見積合せによる執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと
- (5) (3)により見積合せを実施するに当たり必要があると認められる場合は、申込書等の必要箇所を読み替えること

第4 特別売買契約申込予定書の提出

1 予定書の提出

- (1) 特別売買契約の申込みを行おうとする有資格者は、原則として、見積合せを実施する日の7日前までに、「食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書（輸入区分○）」（様式2（その1、その2）。以下「予定書」という。）を貿易業務課に提出する。

⇒食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書（輸入区分○）（様式2（その1、その2））

・・・P106, 107

- (2) 有資格者は、上記予定書の提出を行う際、電子入札システムにおける応札予定銘柄の登録がない場合は、速やかに貿易業務課に当該銘柄を届け出る。

2 予定書の数量変更

有資格者又は買受資格者は、1の数量を変更する場合は、有資格者から変更後の予定書を貿易業務課に提出する。なお、輸入区分Ⅲ（麦に限る。）についてはこの限りでない。

第5 見積合せの条件（予決令第76条）

見積合せに関する条件を、見積合せの当日、その執行場所に掲示する。

*1 電子入札システムとは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に係る各種業務を処理する情報システム（政府所有米麦情報管理システム）を利用した電子入札が実施できるシステムをいう。

第6 見積合せの実施

見積合せは、有資格者及び買受資格者からの連名による「食糧用輸入麦等の特別売買申込書」（輸入区分Ⅰは様式3の1、輸入区分Ⅱは様式3の2、輸入区分Ⅲは様式3の3又は3の4。以下「申込書」という。）の提出（電子見積合せを含む。）により、契約の申込みを受けることにより行う。

- ⇒食糧用輸入麦等の特別売買申込書（輸入区分Ⅰ）（様式3の1）・・・P108, 109
- ⇒食糧用輸入麦等の特別売買申込書（輸入区分Ⅱ）（様式3の2）・・・P110, 111
- ⇒食糧用輸入麦等の特別売買申込書（輸入区分Ⅲ）（様式3の3）・・・P112, 113
- ⇒食糧用輸入麦等の特別売買申込書（輸入区分Ⅲ（麦加工品・調製品））（様式3の4）・・・P114, 115

1 申込書の提出

- (1) 特別売買契約を申し込む者（以下「契約申込者」という。）は、あらかじめ、契約書案の条項及び「売渡人と買受人の間の金銭のやり取りに関する留意事項」（別紙）を熟覧の上、契約の申込みをしなければならない。
- (2) 契約申込者は、申込書を作成し、封かんの上（電子見積合せは除く。）、契約申込者の氏名を表記し契約の申込みをしなければならない。
- (3) 契約申込者は、代理人をして申込みをさせるときは、「委任状」（様式4）を提出しなければならない。

⇒委任状（様式4）・・・P116

- (4) 契約申込者又は契約申込者の代理人（以下「契約申込者等」という。）は、同一の申込みにおいて他の契約申込者の代理をすることができない。
- (5) 契約申込者等は、見積合せの時刻を過ぎたときは、契約の申込みをすることができない。
- (6) 契約申込者等は、提出した申込書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 契約申込者等は、同一の契約の申込みにおいて、他の契約申込者等と共同して履行することを前提とした契約の申込みをすることができる（麦加工品・調製品を除く。）。)
- (8) 契約申込者等は、暴力団排除に関する誓約事項（様式5）について申込前に確認しなければならない、申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

⇒暴力団排除に関する誓約事項（様式5）・・・P118

2 申込書の無効

次のいずれかに該当した場合は、申込書を無効とする。

- (1) 見積合せに参加する資格を有しない者のした申込書
- (2) 委任状を提出していない代理人のした申込書
- (3) 契約申込者等の双方が同一である申込書
- (4) 契約申込者等の記名のない申込書
- (5) 売渡申込価格又は買受申込価格を訂正した申込書
- (6) 数量、売渡申込価格又は買受申込価格にトン未満又は円未満の端数を付した申込書
- (7) 契約の対象とされる現品の種類等又は金額、その他の数字に係る記載が不鮮明又は不明確な申込書
- (8) 契約の対象とされる現品の種類又は数量に誤りがあった申込書
- (9) 輸入区分Ⅰ、Ⅱにおいて、予定書と異なる数量であった申込書

- (10) 同一の申込みにおいて他の契約申込者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の申込書
- (11) 同一の契約申込者等が、同一種類、同一産地かつ同一銘柄の現品を対象とする複数の申込みをした場合における当該契約申込者等に係るすべての申込書
- (12) 一申込書当たりの申込数量（共同申込の場合は、各買受資格者の申込数量の合計）が、当該見積合せにおける契約予定数量を超えている申込書
- (13) 買受資格者1者当たりの申込数量の合計が、当該見積合せにおける契約予定数量を超えている場合、当該買受資格者に係るすべての申込書
- (14) 電報、電信（電子見積合せは除く。）及び郵送（FAXを含む。）による申込書
- (15) 公正な手段によらない申込書
- (16) 暴力団排除に係る誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込書
- (17) 前号までに掲げるもののほか、この手引に定める条件に違反した申込書

3 公正な契約申込みの確保

- (1) 契約申込者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 契約申込者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、契約申込みを公正に執行することができないと認められるときは、当該契約申込者等を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 公正な見積合せを確保するため、契約申込者等は、贈賄、独占禁止法違反及び談合等の不正な行為を行ったことを理由に、司法当局及び公正取引委員会等の関係行政機関から何らかの措置を受けたときは、速やかに貿易業務課に報告する。

4 異議の申し立て

契約申込者等は、契約の申込み後この手引及び契約書の案について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第7 再度見積合せ等（予決令第82条、第92条）

- 1 輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ及び輸入区分Ⅲ（麦加工品・調製品に限る。）において、1回目（初度）の見積合せの結果、買入予定価格以下の価格による申込みがないとき、又は売渡予定価格以上の価格による申込みがないときは、当該申込みに関し、引き続き再度の見積合せを行うことができる。
- 2 1の再度の見積合せは、初度の見積合せの継続延長として行うため、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。
- 3 農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）は、1の再度の見積合せを行った後、契約予定数量に達しない場合又は輸入区分Ⅲ（麦に限る。）において、1回目（初度）の見積合せの結果、契約予定数量に達しない場合は、再度見積合せに係る必要事項を通知し、見積合せを行うことができる。
- 4 3により再度見積合せを行う場合は、第3から第6までの手続について準用する。この場合において、原則として第3の「14日前」とあるのは「7日前」と、第4の「7日前」とあるの

は「3日前」と読み替えるものとする。

第8 見積合せによる契約相手方の決定

- 1 売渡申込価格が買入予定価格以下で、かつ買受申込価格が売渡予定価格以上であったものうち、売渡申込価格と買受申込価格の差（以下「売買差額」という。）が大きいものから順次、当該見積合せの契約予定数量に達するまでの申込者を契約の相手方として決定する。（輸入区分Ⅲ（食糧小麦）を除く。）

ただし、食糧法第43条第3項の規定に基づき、売買差額が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件（平成7年3月27日農林水産省告示第457号）の別表第3に定める額を超えない申込みのみを有効とする。

- 2 1の場合において、契約の相手方となるべき売買差額が同一の申込書が2以上あるときは、応札数量の多い申込みから順次、当該見積合せの契約の相手方として決定する。
- 3 2の場合において、契約の相手方となるべき応札数量が同一の申込書が2以上あるときは、直ちに当該申込をした者にくじを引かせて契約の相手方として決定する。
- 4 3の場合において、電子入札システムによる見積合せを行っている場合は、当該申込みをした者に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせて契約の相手方として決定する。
- 5 輸入区分Ⅲ（通常分）にあつては、第3の通知において示した見積合せにおける買受資格者1者当たりの契約上限数量の範囲内で、契約の相手方として決定する。
- 6 輸入区分Ⅲにおいて、申込者の申込数量の合計が第3の通知において示した契約予定数量を超える場合、契約予定数量を超えることとなった順位の申込者の契約数量は、契約予定数量の範囲内で決定する。

なお、当該申込者が複数の買受資格者の共同での申込みである場合は、農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）は、各買受資格者の申込数量の比率に応じて契約数量を按分し、各買受資格者の契約数量を決定する。ただし、共同で申込みを行う買受資格者の中に、買受資格者1者当たりの契約上限数量を超える申込みを行う買受資格者がいる場合、当該買受資格者の申込数量を買受資格者1者当たりの契約上限数量の範囲内に調整した上で、各買受資格者の調整後の申込数量の比率に応じて契約数量を按分し、各買受資格者の契約数量を決定する。

- 7 輸入区分Ⅲ（食糧小麦に限る。）における契約相手方の決定は、申込書のうち売渡申込価格が買入予定価格以下で、かつ、買受申込価格が売渡予定価格以上であったものうち、買受申込価格と売渡予定価格の差（以下「売渡予定差額」という。）が大きいものから順次、当該見積合せの契約予定数量に達するまでの申込者を契約の相手方として決定する。1のただし書、2、3及び4の規定は、輸入区分Ⅲ（食糧小麦）について準用する。この場合において、2の文中「売買差額」とあるのは「売渡予定差額」と読み替える。また、農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）が、輸入区分Ⅲ（通常分）の見積合せと輸入区分Ⅲ（経済連携協定分）の見積合せをまとめて実施した場合は、輸入区分Ⅲ（経済連携協定分）に係る契約の相手方を決定した後、輸入区分Ⅲ（通常分）に係る契約の相手方を決定する。
- 8 輸入区分Ⅲ（麦加工品・調製品に限る。）のうち日EU経済連携協定及び日英経済連携協定に係る特別売買契約の見積合せにおいて英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品の申込みがあった場合は、欧州連合の原産品とされる小麦製品又は大麦製品に係る契約の相手方を決定し

た後、当該見積合せの契約予定数量（小麦製品又は大麦製品に限る。）に残枠が生じた場合に限り、当該残枠を上限として、英国の原産品とされる小麦製品又は大麦製品に係る契約の相手方を決定する。

第9 見積合せの結果の通知

農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）は、契約の相手方となるべき者が決定し、見積合せが終了した後、見積合せに参加した者に対し、速やかに見積合せの結果を通知する。また、契約の相手方となるべき者に対しては見積合せ結果通知書（様式7（その1、その2））を通知する。（ただし、農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた売渡申込資格者が、変更後の契約数量を承諾しない場合についてはこの限りでない。）

第10 諾否の通知（輸入区分Ⅲの見積合せにおいて、申込数量と契約数量に変更が生じた場合）

- 1 農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）から申込数量に変更を加えた契約内容の通知を受けた売渡申込資格者は、当該契約数量を承諾するか否かを、第9の見積合せの結果の通知があった時点から、別途指定する時間内に貿易業務課まで連絡する。
- 2 1の諾否の連絡方法は、売渡申込資格者が書面にて行うこととする。（PDFでの送付も可とするが、速やかに正本を貿易業務課に提出すること。）

⇒諾否通知書（様式6（その1、その2）・・・P119、120

- 3 指定する時間内に諾否の連絡がない場合は、承諾しないものとみなし、契約を締結しないこととする。
- 4 諾否の連絡が全ての者から得られた時点又は別途指定する時間を経過した時点で見積合せを終了する。なお、諾否の連絡を行った者は、指定する時間内であっても、諾否の変更は不可とする。

第11 特別売買契約の締結

1 契約書の作成

見積合せにより契約の相手方となる有資格者（以下「売渡人」という。）及び買受資格者（以下「買受人」という。）を決定したときは、売渡人及び買受人は、「食糧用輸入麦等の特別売買契約書」（以下「特別売買契約書」という。）の正本を当該契約者と同数の部数を作成し、見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内^{*1}に契約を締結する。

2 契約の成立

特別売買契約は、農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官）及び当該契約の相手方（法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。）が特別売買契約書に記名押印することにより成立する。

3 契約書の送付

2により農産局長（支出負担行為担当官）が記名押印をしたときは、売渡人及び買受人の正本各一部を売渡人及び買受人に送付する。

*1 当該期限の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日を末日とする。

第12 システムへの加入

契約申込者等は、「政府所有米麦情報管理システム運用要領」（平成19年3月30日付け18総合第1845号農林水産省総合食料局長通知。以下、「米麦システム運用要領」という。）第7の（1）に基づく利用申込みを行うものとする。

なお、前述の手續により利用申込みを行った内容に変更があった場合は、速やかに米麦システム運用要領の第8の1の（1）に基づく登録内容の変更手續を行うものとする。

様式1（その1）

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

買受資格者
(代理人)

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書（輸入区分○）

年 月実施予定の輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて、申込希望数量は下記のとおりですので、その旨を申し出ます。

記

【麦 用】

申込希望銘柄 (種類・産地・銘柄)	数量 (M/T)	輸入予定港	輸入方式 (本船輸入又はコンテナ 輸入) ※輸入区分Ⅲのみ記入	備考
計				

- (注) 1 輸入区分（輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ又は輸入区分Ⅲ）ごとに別葉とすること。
2 輸入区分Ⅲによる場合は、輸入方式（本船輸入又はコンテナ輸入）を記入すること。
3 共同入札を予定している場合は、その旨を備考欄に記入すること。
4 当該見積合せを実施する月の前月の20日までに提出すること。

様式1 (その2)

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

買受資格者
(代理人)

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込希望数量申請書 (輸入区分Ⅲ)

年 月実施予定の輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、
申込希望数量は下記のとおりですので、その旨を申し出ます。

記

【麦加工品・調製品用】

関税分類番号	品名	産地	数量 (M/T)	備考
計				

- (注) 1 当該見積合せを実施する月の前月の10日までに提出すること。
2 商品名等を備考欄に記入すること。
3 税関からの関税分類及び原産地に係る事前教示に関する回答書を添付すること。
4 輸入方式はコンテナ輸入のみとする。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書 (輸入区分○)

年 月実施予定の輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて、下記のとおり申込みを行う予定ですので、その旨を申し出ます。

記

【 麦 用 】

連名により申込みを行う 買受申込資格者の名称と 代表者名	申込希望銘柄 (種類、産地、銘柄)	数量 (M/T)	輸入方式 (本 船輸入又はコン テナ輸入) ※輸入区分Ⅲ のみ記入	輸入 予定港	備考
計	/				

(注) 1 輸入区分 (輸入区分Ⅰ、輸入区分Ⅱ又は輸入区分Ⅲ) ごと、申込希望銘柄ごとに別葉とすること。

2 輸入区分Ⅲによる場合は、輸入方式 (本船輸入又はコンテナ輸入) を記入すること。

3 備考欄は、輸出国穀物輸出業者 (シッパー) 名、当該業者連絡窓口担当部署・氏名、電話番号等を記入すること。

4 共同入札を予定している場合は、その旨を備考欄に記入すること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

食糧用輸入麦等の特別売買契約申込予定書 (輸入区分Ⅲ)

年 月実施予定の輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、下記のとおり申込みを行う予定です。その旨を申し出ます。

記

【麦加工品・調製品用】

連名により申込みを行う 買受申込資格者の名称と 代表者名	関税分類番号及び 品名	産 地	数 量 (M/T)	輸 入 予定港	備 考
計	/				

(注) 積出港、輸出国輸出業者 (シッパー) 名を備考欄に記入すること。

整理番号

食糧用輸入麦等の特別売買申込書（輸入区分Ⅰ）

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契約担当官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて申し込みます。

記

種類	産地	銘柄

品位	その他の品位（ ）
----	-----------

※ その他の品位は複数設定することができる。

輸入予定港	
-------	--

買受目的	
------	--

※ 買受目的欄は、製粉用、精麦用、醤油用等具体的用途を記入すること。

特別売買 申込数量(M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)	売買差額 (円/M/T)

※ 共同申込の場合は、買受申込者の申込数量の合計が特別売買申込数量となる。

売渡申込者
住所 会社名 代表者氏名

様式3の1 (裏面)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名 (又は団体名)	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

整理番号

食糧用輸入麦等の特別売買申込書（輸入区分Ⅱ）

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契約担当官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、輸入麦の特別売買契約に係る見積合せについて申し込みます。

記

種類	産地	銘柄

品位	
	その他の品位（ ）

※ 品位欄は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第2の三又は第2の四に掲げる項目について売渡申込者と買受申込者が協議し決定した条件を記載するほか、別途、売渡申込者と買受申込者が協議し決定した品質に関する条件を記載すること。

※ その他の品位は複数設定することができる。

輸入予定港	
-------	--

買受目的	
------	--

※ 買受目的欄は、製粉用、精麦用、醤油用等具体的用途を記入すること。

特別売買 申込数量(M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)	売買差額 (円/M/T)

※ 共同申込の場合は、買受申込者の申込数量の合計が特別売買申込数量となる。

売渡申込者
住所 会社名 代表者氏名

様式3の2（裏面）

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

様式3の3（裏面）

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

整理番号

食糧用輸入麦等の特別売買申込書 (輸入区分Ⅲ (麦加工品・調製品))

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
契 約 担 当 官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「食糧用輸入麦等の特別売買契約における見積合せの手引」を承知の上、輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて申し込みます。

記

区 分	関税分類番号	品 名	産 地

品 位	
-----	--

※ 品位欄は、別途、売渡申込者と買受申込者が協議し決定した品質に関する条件を記載すること。

輸入方式	
------	--

輸入予定港	
-------	--

特別売買 申込数量(M/T)	売渡申込価格 (円/M/T)	買受申込価格 (円/M/T)	売買差額 (円/M/T)

売渡申込者
住 所
会 社 名
代表者氏名

様式3の4（裏面）

買受申込者	
住 所 会 社 名（又は団体名）	
代表者氏名	
申込数量	(M/T)

様式 4

年 月 日

委 任 状

食料安定供給特別会計

支出負担行為担当官

契 約 担 当 官

農林水産省農産局長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴省が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条（及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第4条）に基づき実施する輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡しに関する 年度の契約に関する一切の権限及び復代理人を選任する権限を委任します。

記

住 所

名 称

（役 職）

代理人氏名

（注）代理人が、輸入麦の買入れ・販売に関する基本要領第4章のⅡにおける代理人と同一の場合は、「及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第4条」を併記すること。

年 月 日

委 任 状

食料安定供給特別会計

支出負担行為担当官

契 約 担 当 官

農林水産省農産局長 殿

住 所

名 称

代表者氏名

(代理人氏名)

私は、下記の者を復代理人と定め、貴省が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条（及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第4条）に基づき実施する輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡しに関する 年度の契約に関する一切の権限を委任します。

記

住 所

名 称

(役 職)

復代理人氏名

(注) 復代理人が、輸入麦の買入れ・販売に関する基本要領第4章のⅡにおける復代理人と同一の場合は、「及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）第4条」を併記すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、食糧用輸入麦の特別売買申込書の提出をもって誓約します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

諾 否 通 知 書

年 月 日実施の食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、下記のとおり通知
します。

記

1. 以下の契約内容について 承諾します ・ 承諾しません

2. 契約内容

①種 類	食糧小麦又は食糧大麦
②産 地 国	
③銘 柄	
④特別売買申込数量	トン
⑤変更後の契約数量	トン
⑥買受申込者名及び 契約数量	

(注) 1. 上記契約内容（①～⑥）については、農産局長が記入する。

2. 共同申込の場合は、買受資格者の申込数量の合計が④特別売買申込数量となる。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

売渡申込資格者
(代理人)

諾 否 通 知 書

年 月 日実施の食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて、下記のとおり通知します。

記

1. 以下の契約内容について 承諾します ・ 承諾しません

2. 契約内容

①関税分類番号	
②品 名	
③産 地	
④特別売買申込数量	トン
⑤変更後の契約数量	トン
⑥買受申込者名及び 契約数量	

(注) 上記契約内容 (①～⑥) については、農産局長が記入する。

売渡人と買受人の間の金銭のやり取りに関する留意事項

1 金銭のやり取りの禁止

輸入麦の特別売買契約に定めのある場合を除き、当該契約に関連して、売渡人と買受人との間で金銭のやり取りを行ってはならないこと。

また、この禁止については、売渡人と買受人からの転売先（すなわち、買受人から直接又は間接に現品の販売、譲渡又は引渡しを受けた者）との間の金銭のやり取りも対象となること。

なお、各種の金銭のやり取りが「禁止される金銭のやり取り」に該当するかどうかについては、別添の具体例を参照すること。

2 報告規定について

当該契約に関連しないものを含め、売渡人と買受人（買受人からの転売先を含む。）との間で金銭のやり取りに関する報告を農林水産省から求められた場合は、その求めに応じるなど、金銭のやり取りに関する報告義務を適切に履行すること。

(別添)

【金銭のやり取りの具体例】

禁止される金銭のやり取りの例	①	個々のSBS契約の単価、数量に関連して、買受業者の買入量に応じて、〇〇円/kgを支払う。	個々のSBS契約において、実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
	②	個々のSBS契約の単価、数量に関連して、買受業者の買入量に応じて、一定額(例：1～10トン=1万円、20～30トン=2万円など)を支払う。	1kg当たりの単価ではないが、個々のSBS契約において、実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
	③	複数のSBS契約をまとめて、買受業者のSBS麦の買入量に応じて、〇〇円/kgを支払う。	個々のSBS契約についての支払いではないが、1kg当たりで単価を設定しており、結局、個々のSBS契約において実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
	④	年間通して(又は数ヶ月ごとに)、買受業者のSBS麦の買入量に応じて、〇〇円/kgを支払う。	
	⑤	年間通して(又は数ヶ月ごとに)、買受業者のSBS麦の買入量に応じて、一定額(例：1～10トン=1万円、20～30トン=2万円など)を支払う。	
	⑥	SBS契約履行後、販売不振等によりSBS麦の在庫が積み上がった場合、輸入業者が、買受業者に対するアフターケアとして、買受業者に代わって倉庫業者への保管料を支払う。	輸入業者から倉庫業者への支払いであるが、個々の契約に関連するものであり、実質的に買受業者のSBS麦の入手単価を引き下げていると評価できるため
禁止されない金銭のやり取りの例	⑦	累積数量達成に伴う奨励金(例：SBSを問わず、販売が累計1,000トンに達したことに伴い支払うなど)。	個々のSBS契約に関連しておらず、契約書上の買受価格と実質的な買受価格との間に差が生じているとの疑念を抱くおそれがないため
	⑧	個々のSBS契約での単価、数量に関係なく、販売促進費として年間〇〇円支払う。	
	⑨	個々の契約での単価、数量に関係なく、特定の産地・銘柄の需要拡大のための試食会、レシピ開発、パンフレット作成費等として支払う。	
	⑩	業界団体が会員企業を代表して買受業者となり、会員の注文を取りまとめて輸入業者とSBS契約を締結しているため輸入業者から当該業界団体に対し、年に1度、取りまとめ業務に対する報酬として支払う。	

年 月 日
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長

住 所
名 称
代表者氏名

見 積 合 せ 結 果 通 知 書
(食糧用輸入麦等用)

年 月 日に実施した、食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せにおいて、以下のとおり決定したので、通知します。

契約番号	輸入業者名	種類	産地	銘柄	本船・コンテナ区分	契約数量 (トン)	契約価格 (円/トン)	備 考

(注) 本通知を受領した場合は、速やかに契約書案を提出してください。契約は、提出された契約書案に契約当事者が記名押印することにより成立します。

年 月 日
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長

住 所
名 称
代表者氏名

見 積 合 せ 結 果 通 知 書 (麦加工品・調製品用)

年 月 日に実施した、食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せにおいて、以下のとおり決定したので、通知します。

関税分類番号 (9桁コード)	種類	産地	品名	本船・コンテナ区 分

契約番号	輸入業者名	契約数量 (ト)	契約価格 (円/ト)	備 考

(注) 本通知を受領した場合は、速やかに契約書案を提出してください。契約は、提出された契約書案に契約当事者が記名押印することにより成立します。